

# 自由主義の反撃

アダム・スミス曰く、

体系の人は、反対に、自分では非常に賢明なつもりになりがちであり、かれは、自分の理想的な統治計画の想像上の美しさに魅惑されるため、そのどの部分からの最小の偏差も我慢できないことがしばしばである。かれは、それに反対するだろう大きな利害関係にも強い偏見にも、なんの顧慮もなく、それを完全にしかもそのあらゆる部分について樹立することをつづける。かれは、手がチェス版のうへのさまざまな駒を配置するのとおなじく容易に、自分がひとつの大きな社会のさまざまな成員を配置できると想像しているように思われる。かれは、チェス盤のうへの駒が、手がそれらに押しつけるもののほかにはなんの運動原理ももたないこと、そして人間社会という大きなチェス盤のなかでは、すべての単一の駒が、立法府がそれに押し付けたいと思うかもしれないものとまったく違った、それ自身の運動原理をもつということを、まったく考慮しないのである。もしそれらのふたつの原理が、一致し、同じ方向にはたらくならば、人間社会の競技は、容易に調和的に進行するだろうし、幸福で成功したものである可能性が強いのである。もしそれらが、対立または相違するならば、競技はみじめに進行するであろうし、社会は常に、最高度の無秩序のなかにあるにちがいない。

(出典：アダム・スミス『道徳感情論（下）』、岩波文庫、144～145頁)



## 自由主義の反撃【目次】

1. デカルト派哲学「理性主義」の明白な事実誤認（＝誤謬）について。 . . . 3 頁
2. 文明社会の人間が“正しい行動のルール”を守ることから享受している利益について。 . . . 4 頁
3. 「命令（人定）法主義」と“法の支配”の峻別の重要性について。 . . . 5 頁
4. 自由の“法”の遵守と、その結果として社会に生じる“自生的秩序”との区別について。 . . . 10 頁
5. 自生的秩序に存在しうる唯一の“社会の目的”について。 . . . 12 頁
6. 自由な諸個人からなる社会（＝自生的秩序）を一つの人格的主体と妄想する「設計主義」・「擬人主義」・「歴史信仰」の誤謬について。 . . . 13 頁
7. 自由の法と法的正義について。 . . . 21 頁
8. 社会的正義の幻想（＝虚構・空体語）について。 . . . 22 頁
9. 不平等は人間の生得的事実であることを、勇気を出して、直視しよう！ . . . 23 頁
10. 「社会的正義」の真実は、「不正義による不平等の強制」である！ . . . 24 頁
11. 実在する不平等を非実在化（＝隠蔽）する、非実在の魔語「平等」について。 . . . 27 頁
12. ルソー主義という狂気について。 . . . 29 頁
13. 自由の法と自生的秩序に反逆する現代日本国の「政治的病」の素描について . . . 34 頁
14. 結語にかえて . . . 37 頁

## 1. デカルト派哲学「理性主義」の明白な事実誤認 (= 誤謬) について。

21世紀初頭の現代社会においても、人間とは一般に、手が付けられないほど無知な存在であり、祖先から相続した古来の智慧 (= 法的正義・不正義の峻別基準) と人間道徳 (善/悪、美/醜、真/偽の峻別基準) に従って行動しなければ、人間社会の安全と自由と繁栄を享受し、守り、永続させることはできない。

科学が大きく進歩した近現代の文明人でさえ、デカルト派哲学の「設計主義的合理主義 (= F・A・ハイエクの用語)」、すなわち、「疑念の余地のない明示的な前提から論理的に演繹できる明白・明晰なもののみが真理であり、この真理によって完全に決定されるような行動のみが成功を生むという信条」を、その字義通りに、人間行動に関する「明晰な真理 (明白な事実)」であるとは、ほとんど誰も信じまい。

もしこの結論に疑念を抱く者があるならば、自分自身の日常生活での行動を思い浮かべてみればよい。すべての自分の行為が、このデカルト派哲学のいう明晰な真理の考慮のみから演繹した上でなされているかどうか？もしなされているならば、それは必ず自分を成功に導いてきたか？と問うてみればよい。

そうすれば、この疑念は容易に晴れるはずである。

人間の「無知 (= 知らないこと、知り得ないこと)」と無知への対処として発展させた“行動ルールの遵守”について F・A・ハイエクは次のように述べている。

ハイエク曰く、

社会過程を決定する特定の事実のほとんどについて人間は手がつけられないほど無知であるという事実は、社会制度のほとんどがなぜ現在の形態をとったかという理由にほかならない。

観察者かその構成員の誰かがその特定事実のすべてを知っている社会について論じるこ

とは、これまで存在したものとは全く違うもの、すなわち、もし存在したとしたら、我々が想像だにできない特質を備え、(今、) 社会で見られるものの大部分が存在せず、また存在しない社会について語ることになる。

(出典：『ハイエク全集 I-8、「法と立法と自由 [I]』』春秋社、19頁)

※ 以後、『著書』からの引用文については次のルールで記述することとする。

引用文は「」内に記述し「」は付さない。また、〔 〕内は著者、( )内は論文筆者 (= 私) の付した補足である。

さらに引用文中に付した [マーカー (色各種)]、ゴシック文字、太 (色) 文字、傍点部はすべて読者の理解を容易にする目的で、論文筆者 (= 私) が付したものである。

引用文の出典については著者、『著書名』、頁等を引用文の末尾に記した。

ハイエク曰く、

(デカルト派哲学の) 設計主義的アプローチは誤った結論に導く。なぜなら、人間の行為は知っている特定の事実と、知らないまたは知りえない多くの事実との双方に適応していくがゆえに、原始段階においても (成功するし)、文明段階ではいっそう成功するからである。そして人間を取り巻く一般的諸事情へのこうした適応は、人間が行為する中で守ることはできるが、彼が設計したのでもないし、はっきりそれと知らないことも多いルールの遵守からもたらされる。言い換えれば、環境への適応は (理性による) 因果関係の (明晰な) 洞察のみからなるのではなく [おそらく中心ですらなく]、我々が住む世界に、すなわち我々が気づかぬままに成功する行為のパターンを決定している諸事情に、適応していくルールに支配されている人間の行為から成り立っているのである。

(出典：『ハイエク全集 I-8、「法と立法と自由 [I]』』春秋社、19頁)

## 2. 文明社会の人間が“正しい行動のルール”を守ることから享受している利益について。

「人間は手をつけられないほど無知である」という事実は社会を形成する人間存在にとって、決定的に重要である。なぜなら、個人としての人間はそのように無知で、脆弱な存在であるからこそ、社会を形成したのであるし、社会生活を営むことの利益が、その不利益を上回ることを経験として明瞭に学んできたからこそ、現在もなお人間は文明社会を保持し続けているのだ、と知ることができるからである。

ところで、個人としては無知で弱い存在である人間が、文明社会から単独個人で得る以上の利益を享受する方法は、社会生活を営むすべての諸個人が、古来より守られてきた“正しい行動のルール”、すなわち、“法・伝統・慣習（明文化されたものであれ、明文化されていないものであれ、それが社会で実践されてきたルール）”を遵守することによって、祖先の遺産として社会に蓄積された智恵と美德という共同財産（＝法を遵守する行動の結果として生じる自生的秩序）を利用すること以外にない。

エドモンド・バークは、こうした人間社会の現実を洞察して“偏見の哲学”を展開した。

なお、バークが使用する“偏見 (prejudice)”という用語の定義は、“文明社会の秩序の中に蓄えられてきた、理性を伴った智恵と美德”という意味であることに注意して以下のバークの訴えを聞いてみよう。

バーク曰く、

私は、この啓蒙の（＝理性主義の）時代において・・・次のように告白する・・・。

・・・我々は一般に無教育な感情の持ち主であって、我々の古い偏見を皆捨て去るどころかそれを大いに慈しんでいること・・・それが偏見なるがゆえに慈しんでいること、しかもその偏見がより永続したものであり、より広範に普

及したものであればある程慈しむこと、等々です。

我々は各人が自分だけで私的に蓄えた理性に頼って生活したり取り引きしたりせざるを得なくなるのを恐れています。

というのも、各人のこうした蓄えは僅少であって、どの個人にとっても、諸国民や諸時代の共同の銀行や資本を利用する方がより良いと我々は考えるからです。

我が国の思索家の多くは、共通の偏見を退けるどころか、そうした偏見の中に漲る潜在的智恵を発見するために、自らの賢察を発揮するのです。

彼らは自ら探し求めていたものを発見した場合・・・偏見の上衣を投げ捨てて裸の理性の他は何も残らなくするよりは、理性を伴った偏見を継続させる方が遙かに賢明であると考えます。

何故ならば、理性を伴った偏見は、その理性を行動に赴かしめる動機や、またそれに永続性を賦与する愛情を含んでいるからです。

火急に際しても偏見は即座に適用できます。

それは、予め精神を確固たる智恵と美德の道筋に従わせておきます。

そして、決定の瞬間に人を懐疑や謎や不決断で躊躇させたまま放り出すことはしません。偏見とは美德をして人の習慣たらしめるもの、脈絡の無い行為の連続には終らせないものなのです。

正しい偏見を通して、彼の義務は彼の本性の一部となるのです。

（出典：エドモンド・バーク『フランス革命の省察』、みすず書房、110～111頁）

バークが18世紀に展開したこの“偏見の哲学”は、20世紀になってハイエクの自由主義(法)哲学体系の中で、人間が行動ルールを遵守することによって形成される“自生的秩序”として再叙述された。



ハイエク曰く、

(デカルト派哲学の設計主義的合理主義のような) 明示的な前提からの論理的演繹能力を通じて人間がその環境の支配に成功したという思い込みの根底にある基本仮定は事実の上で誤りであり、自分の行為をこのようにして正当化されうるものだけに限定しようとする試みはすべて、利用可能であった(はずである)成功するためのもっとも有効な手段の多くを奪ってしまうだろう。

我々の行為が全面的にあるいは主として言葉で表現でき、したがって三段論法の明示的前提を成しうる知識ゆえに、有効となるというのは決して真理ではない。我々の意識的な狙いを首尾よく完遂するための必須条件である社会の諸制度は、実際には発明されたものでも何らかの目的をもって守られているものでもない慣習、習慣あるいは実践の結果であるものが多い。我々はうまく適応できる社会に住み、行為がその狙いを達成する好機に恵まれているが、それはともに暮らす人々がその狙いや手段と目的の関係に支配されているためであるばかりか、その意図や起源も知らない、そして往々にしてその存在にすら気づかないルールによっても拘束されているためである。

人間は目的を追求する動物であるとともにルールに従う(ことができる)動物でもある。人間が成功するのは、自分が実際に守っているルールがなぜ守られるべきであるかという理由を知っているからでも、言葉で言明できるからでもなく、人間の思考や行為が生活している社会の中での淘汰の過程を通じて進化を遂げ、かくして数世代の経験の所産となっているルールによって支配されているからである。(出典：『ハイエク全集 I -8、「法と立法と自由〔I〕』』春秋社、19頁)

さらに、ハイエク曰く、

このように、(諸個人に)分散された知識の活用は、それぞれの個人の機会は異なっている

(=不平等である)という事実によって可能になる。

それほどに多様化された(=個人毎に相異なる)知識を活用する機会が生み出されてくるのは、それぞれの個人が所与の時点で自らを見出す事情が違っているからであり、これら特定の事情は彼ら(=諸個人)だけにしか知られていないことが多いからなのである。そして市場という自生的秩序が遂行しているのがこの機能なのである。それゆえに、政府は全員の機会を決定できる、特に全員にとって機会が同じになることを保証できるという考えは、自由社会の全体的な存立根拠と対立することになる。(出典：『ハイエク全集 I -9、「法と立法と自由〔II〕』』春秋社、18頁)

### 3. 「命令(人定)法主義」と“法の支配”の峻別の重要性について。

「命令」とは、厳密に記述すれば「絶えず特定の(=個別の)結果とか特定の予見された結果を目指す指図・指令」のことであり、「命令を発する者あるいは命令を受ける者にとって周知である、特定の事情とともに特定の行為を強制するもの」である。

俗的な言い方をすれば、

「この社会の人間は全員、俺の奴隷だから、俺の言うことにだけ従えばよい。従わないものは・・・強制的に処罰する(あるいは排除する)ぞ！」

のような、自分こそ「主権者(=神)」と思考する頭のぶっ飛んだ、アブナイ精神領域に踏み込んでいる連中、の思想と考えられよう。

ところが！このような狂気じみた思想を大著として真面目に纏め上げた世界中の思想家・哲学者・詩人達ばかりが、この日本国では大いに賛美され、義務教育までされているのである。

これは驚くべき状況であり、「文部科学省は一体何をやっているんだ！」と大抗議したくなるほどに日本国の悪辣思想による汚染状況は

酷いレベルなのである。

ここでは、まず数例のみ挙げておこう。

### ■ J・J・ルソーの「社会契約論」

(ルソーは言った)、

「法 (=立法者) が市民に生命を危険にさらすことを求めるとき、市民はその危険についてあれこれ判断することはできない。(?)」

だから統治者が市民に、<汝は国家のために死なねばならぬ>という時には、市民は死ななければならぬのである。(これ、正常か?)

なぜなら(社会契約の国家では)このことを条件としてのみ、市民は生きてこられたからである。(?)

市民の生命は単に自然の恵みであるだけではなく、国家からの条件付きの賜物だったからである。(?)」(出典：ルソー『社会契約論』)

(さらに、ルソーは自身の思想「契約社会」を政治団体ではなく、「新興宗教の教団」だと暴露していることに注意せよ！)

(ルソーは言った、)

「純粋に公民的な信仰告白というものが必要なのである。その箇条を定めるのは主権者の役割である。

・・・主権者はそれを信じることを誰にも強制できないが信じない人物を国家から追放することはできる。主権者はこの人物を不信心な人物として追放できるのではない。非社会的な人物として、法と正義を真摯に愛することができない人物として、そして必要とされるときに義務のためにみずからの生命を捧げることのできない人物として追放できるのである。

もしも誰かがこの教義を公式に是認したあとで、あたかもそれを信じていないかのようにふるまったら、その人物は死をもって罰せられるべきである。(正常か???)

この人物は最大の罪を犯したのであり、法の

前で偽ったのである。」(出典：ルソー『社会契約論』)

### ■ プラトンの理想の国家、イデアとは？

(プラトンは言った、)

「誰の心も、どんなことであれ、自分自身の意志で行うように習慣づけてはならない。(?)」

・・・戦時にあっても平和の最中にあっても---その目を指導者に向け、忠実に彼に従うべきである(?)。また彼はどんなささいな事柄においても指揮下にいなければならない。例えば、そうするように言われた時にのみ・・・起床、移動、沐浴、食事をすべきである。・・・こうしてすべての人の生活は全体社会の中で費やされることになる。・・・平和時においても、また幼児期からも育成すべきものはこれ、---他者を支配し、また支配されるという習慣(正常か???)---である。」(出典：プラトン『法律』)

プラトンの哲学とは、人間の歴史を、完全なイデアからなる理想国家からの墮落へ向かう諸悪の傾向(法則)とみなし、そのような歴史の諸悪を免れているような理想国家の建設(回帰)を実現しようとする思想であった。

よって変化や墮落という歴史展開(法則)の諸悪を免れている国家が、プラトンの求める理想の完全国家(=古代スパルタがモデル)であり、その理想国家は、完全で不変な事物から形成されるべきだと信じた！

このような完全で不変の事物の原形(形相)に対する信念が、プラトンのいわゆる「イデア(説)」であり、上記『法律』のプラトンの全体論的な命令主義は、彼が民主制国家へ墮落しつつあると見た古代アテネの、完全国家への回帰論として出てきた観念なのである。

なお、ルソーとは18世紀のフランス王国において、プラトンの回帰すべき理想国家(=全体主義的国家)を「原始状態の原始人(野生動物)の社会」として革命理論を展開した狂詩人

である。ルソーの『人間不平等起源論』、『エミール』、『社会契約論』等の著作は、その革命的宗教教典である。

### ■ 民族的全体主義者ヘーゲルの詭弁「弁証法」

(ヘーゲルは言った、)

「(①) 自由に関して言えば、かつては、都市、等々の私的権利であれ、公的権利であれ、法的に確定された諸権利が自由〔特権〕と呼ばれていたのである。(②) 実にすべての真正なる法は一つの自由〔特権〕である。(③) というのは、法は一つの合理的な原則を含んでいるから・・・これは、換言すれば、法は一つの自由の体現を意味する」(出典：ヘーゲル『法の哲学』)

ヘーゲルの詭弁の意味は次のとおり。

①自由は法的に(=権力者の意思・命令によって)確定された、私的公的な諸特権であった。  
権力者の意思 A(=法?) = 特定の個人・集団の特権  
A(=自由?)  
権力者の意思 B(=法?) → // 特権 B(=自由?)  
権力者の意思 C(=法?) → // 特権 C(=自由?)  
・・・  
以下同じ。)

②だから、  
権力者のすべての意思(真正なる法)  
=一つの自由・〔特権〕である?  
③すなわち、  
法=(一つの全体としての)国民の自由の体現  
=権力者の意思・命令への隷属  
という合理的原則を意味するのだ!…(?)  
と(正常人には)荒唐無稽な結論を下すのである。  
だが、これがまさにヘーゲルの超合理主義の本質なのである。

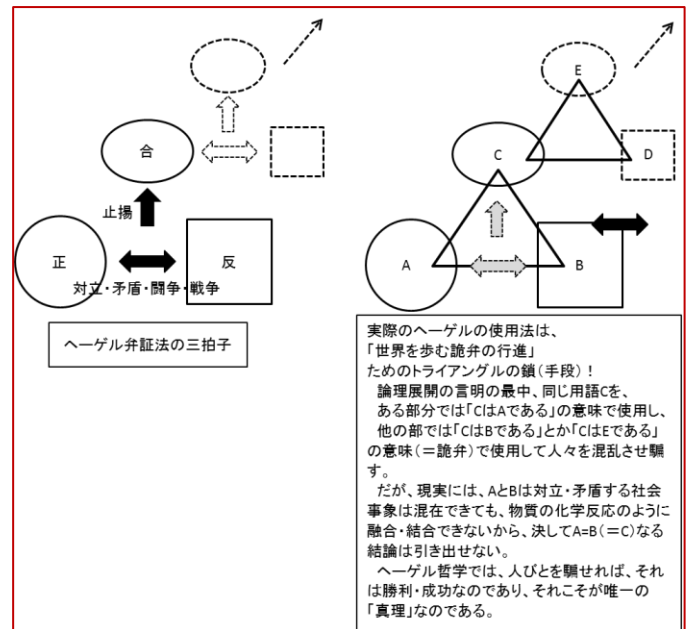
ヘーゲル流の「いち、に、さん!」の3拍子、すなわち「正(テーゼ)→反(アンチテーゼ)→総合(止揚、アウフヘーベン)」の弁証法とは哲学ではない。論敵を騙す言語トリックであり、自己の主張を正当化するための詭弁にすぎ

ない。

それはヘーゲルの著作における使用法を読めば明白である。

弁証法の真の意味は、ある事象 C<合>を、ある時には A<正>であると解釈して使用し、また別の時には、同じ事象を恣意的に B<反>と解釈して使用することによって議論の道筋を捻じ曲げることで相手の頭を混乱させて騙すテクニックとしての<正—反—合>の「同一性のトライアングルの連鎖」であるというのが正解であろう。ヘーゲルの思想(著作群)とは嘘(詭弁)まみれで、正常な思想の持ち主が読む類いのものではないだろう。だが、ヘーゲル弁証法にとっては、まさに「騙した者こそが、勝者(=真理、理性、道徳、民族精神・・・の獲得者)」なのであり、人を騙すことに対する反省や罪意識など、ヘーゲルには微塵もない!

### 【図解：詭弁の道具としての弁証法】



さて、命令法(人定法)主義の理論に主題を戻そう。

人々に命令を下す権力者(政府権力)は、権力主体の形態とは関係がない。

すなわち、命令者は一人(王制・僭主制)でも、少数者(寡頭制)でも多数者(民主制)でも可能なのである。

命令法(人定法)主義か「法の支配」かの問

題は、権力主体の形態の問題ではなく、自由主義か全体主義（＝平等主義）かという問題なのである。

この点は極めて重要であり、「権威主義（君主制）」と「全体主義（＝反自由主義）」は理論上必ずしもイコールではないのだが、混同して考える人が多いので下図で整理しておく。

自由主義の対抗概念は全体主義であり、デモクラシー（民主主義）の対抗概念は権威主義であるから、政治理論上、権威主義的な政府（王制）が自由主義的でありうるし、民選政府が全体主義となることもありうるのである。

前者は日本国や英国の立憲君主制（＝天皇制／王制）として、後者は革命フランスのジャコバン党、ロシア革命のロシア共産党、ヒットラーのナチドイツ（国家社会主義労働者党）・・・としての歴史事実からも明白であろう。

米国が表のどこに位置するかは自明であろう。

#### 【図解：権力範囲と権力主体の相関図】

権力主体 権力範囲	【単独】 国王 僭主など	【少数者】 貴族など	【多数者】 民衆・政党など
自由主義 (法の支配)	権威主義＋自由主義 (立憲君主制)		自由主義デモクラシー
全体主義 (命令主義の徹底→平等主義)	権威主義＋全体主義		全体主義デモクラシー

一方、命令（法）とは反対に、正しい行動ルールである“法”の遵守は、未知の、無数の、将来の事例や行為に言及し、そうした一定の行為が備えておくべき一定の属性を叙述するにすぎないが、すべての人々のルール遵守の結果として、社会に**行為パターン**や**行為秩序**の出現を保証する。

このような“法”の性質を、俗的なイメージ

で捉えるには、誰もが日常生活で守っている交通ルールのようなルールについて考えてみればよいだろう（但し、これはあくまで、命令と法の相異をイメージ的に理解するための練習問題にすぎないことに注意されたい。これで法がすべて理解できるなどと言っているのでは決してない！）。

すなわち、我々は道路交通法という法律の条文を一行も論理的に丸暗記していなくても、日常生活において、さまざまな交通ルール（＝ここでいうルールには法律に条文化されていないが、経験則や慣習・習慣として守っている実践も含む。）を実際に守って行為している。

しかし、交通ルールはすべての人びとに同じ一定のパターン行動を取るようを促すだけである。つまり特定の個人に、特定の時間、特定の場所で取るべき行動の詳細まで命令・強制するものではない（但し、このことは、特定の個人が、特定の場所・時間など、個別の状況において、実質的に有効な行動をとれないということ意味するのではない！我々は毎日実際の個別事象に一般的ルールを適用して、無事に諸目的に対応できているのだから）。

さらに重要なことは、交通ルールの遵守は、結果として社会全般に、安全な交通環境（＝社会秩序）の形成・維持を提供してくれるが、決して諸個人の行先（目的地）や採用ルートを命令・強制するわけではないし、ルールの定めによって、諸個人が決して不慮の事故に遭わないということはないと約束するものでもないのである。

★ スコットランド道徳哲学派による“自由の法”の峻別という偉業とフランス革命の勃発の影響について。

さて、「命令」と“法”の区別は、古代ギリシャ時代に導入された「自然的な」法と「人工的な」法という、法概念に関する誤った2つの区分法によって曖昧にされてきた。

しかし、18世紀に入り、英国のスコットランド道徳哲学派が、人間的行為と人間的設計は同



一の「人工的な」という概念で括れないことを喝破した時、これまでの2分法から識別される第3部類の範疇の“法”を明確に叙述することに成功したのである。

【図解：18世紀スコットランド道徳哲学派の成果】

自然の、自然的	【定義1】 自然による、人間的行為と独立に存在する、の意味。	人工の、人工的	【定義A】 しきたりによる、人間的行為の結果である、の意味。
	【定義2】 人間的設計とは独立した、の意味。		【定義B】 意図的な決定による、人間的設計の結果として生れた、の意味。

この法の区分の明確化によって、

【定義A】×【定義2】という第3区分が明確に叙述されたのであった！

アダム・ファーガソン曰く、

「国家は人間的行為の産物（結果）であるが、いかなる人間的設計の遂行ではない。」（出典：アダム・ファーガソン『市民社会史』、白晝書院、187頁）

要するに、この言明は、「国家（社会）の法や制度は、自然の産物であるのか？（＝山・川のように自然にできたのか？）、人工の産物であるのか（＝機械や道具のように人間が造ったものなのか？）という曖昧模糊とした二者択一の問いに、明瞭な第三の範疇の回答を与えたのであった。

この事実が面白いのは、デカルト派の設計主義的合理主義者の「理性」では、「人工の（人工的な）」の意味として【定義B】しか理解できなかったが、「理性主義」に対する批判哲学であるスコットランド道徳哲学派の方が法理論（社会理論）に関しては設計主義的合理主義者よりも合理的な回答を与えることができたという歴史の真実である。

こうしてスコットランド道徳哲学派は、18

世紀に流行した「立法者と国家の創始者」論争に甚大な理論的一撃を加えたのであったが、1789年に発生した「フランス革命」の啓蒙思想（＝理性主義）の影響により、その偉大な成果は影を潜めてしまい、それ以後、再び「理性信仰」が隆盛する時代となってしまった。

このことに関して、ハイエクが次のように述べているのも興味深い。

ハイエク曰く、

我々が設計主義と叙述したデカルト主義の伝統に対する見方は、しばしば単に合理主義とも呼ばれるため、誤解のもとになっている。

例えば、その初期の批判者たち、とくにバーナード・マンディヴィルとデヴィッド・ヒュームを「反合理主義者」と呼ぶことが慣例化し、そのためこれらの「反合理主義者」は合理主義を標榜する人たちよりも理性の最も有効な使い方への関心が薄いという印象を生んでいる。

しかし、真相はいわゆる反合理主義者こそが理性をもっとも有効に使うには意識的理性の力の限界と自分では気づかない諸過程から得られる助力への洞察が〔設計主義的合理主義者はこれを欠くが〕必要であると主張しているのである。

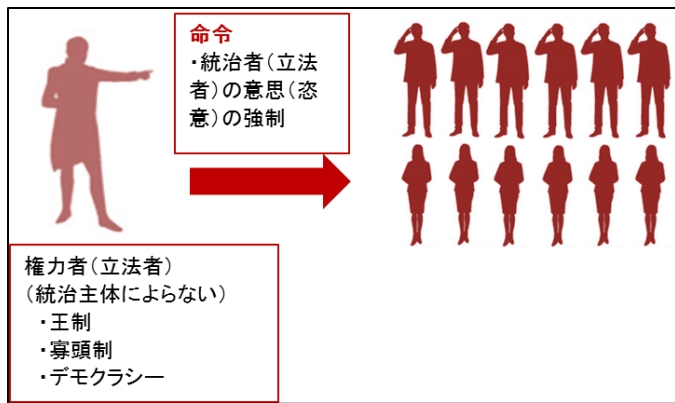
従って、合理主義の意味するところが最大限の理性の有効な活用なら、私自身合理主義者ということになる。

しかるに、その用語が意識的理性はすべての特定の行為を決定すべきであるということの意味するのなら、私は合理主義者ではないし、そのような合理主義は非常に不合理に思える。

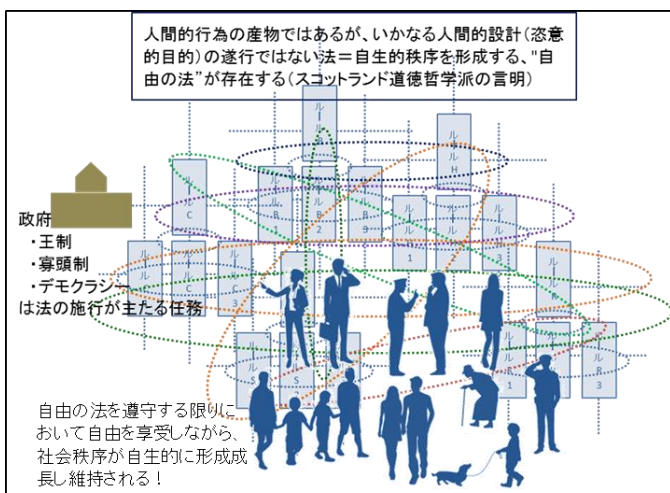
（出典：『ハイエク全集I-8、「法と立法と自由〔I〕』春秋社、41頁）

【図解：命令と法の区別】

■「命令」と「隷属」の社会



### ★ “法の支配” と “自生的秩序” の社会



### 4. 自由の“法”の遵守と、その結果として社会に生じる“自生的秩序”との区別について。

スコットランド道徳哲学派が叙述した、  
 ≪人間的行為の産物（結果）であるが、いかなる人間的設計の遂行（産物）ではない行為ルール（以下、自由の法と記述する）≫の概念には以下のような重要な意義が含まれている。

“法の支配”を重視する真正の“自由主義”を理解するには、ここに列挙する意義の正確な理解が必須条件であろう。

- (1) “自由の法”とは、法の創造者が特定の目的を意思して制定（設計）したのではない“発見された規則（行動ルール）”の存在を意味している。
- (2) すべての実定法がその有効性を引き出すのは、人間によってつくられた規則からではなく、“発見された”行為規則からである。
- (3) なぜなら、もし諸個人が特定の人間（あるい

は集団）の意思の意識的な命令に従っていればよい（法実証主義、共産主義、国家社会主義などの主張の本質はすべてここにある！）というのであれば、命令に従うべき諸個人の人間性（＝人間の価値）は全く問われる必要がないということになってしまうからである。

しかしながら、特定の人間の意思による産物でない、諸個人が無意識的に遵っている“自由の法”がスコットランド道徳哲学派により、明確に叙述されたことで、「誰に設計・命令されたわけでもないのに、すべての人間がそのような自由の法（行動ルール）に従って行為しているのはなぜか?」、「その理由にこそ、人間が人間たる価値が存在しており、実定法の公正さと有効性の基準もそこに発見できるのではないだろうか?」という問いが初めて提起され得るからである。

要するに、諸個人は“自由の法”の下でのみ、自らの存在意味や存在価値を問うことができるはずである。

言いかえれば、社会主義や共産主義の「嘘ユートピア社会」では、諸個人に命令を発する社会主義政党（の党员）や共産主義政党（の党员）や共産党（の党员）のみが、命令する意思と行使の権力を独占する人間価値をもつ存在であり、諸個人は命令に隷属するだけの奴隷以下の「羊の群れ」あるいは「無意思集団」とならねばならないのである。

(4)人間の行為が、原因と結果との関連についての洞察、すなわち、個人（あるいは集団）が知っている具体的手段と欲求している具体的目的（結果）との因果的繋がり（理解のみ）によって導かれるなどということは決してない。

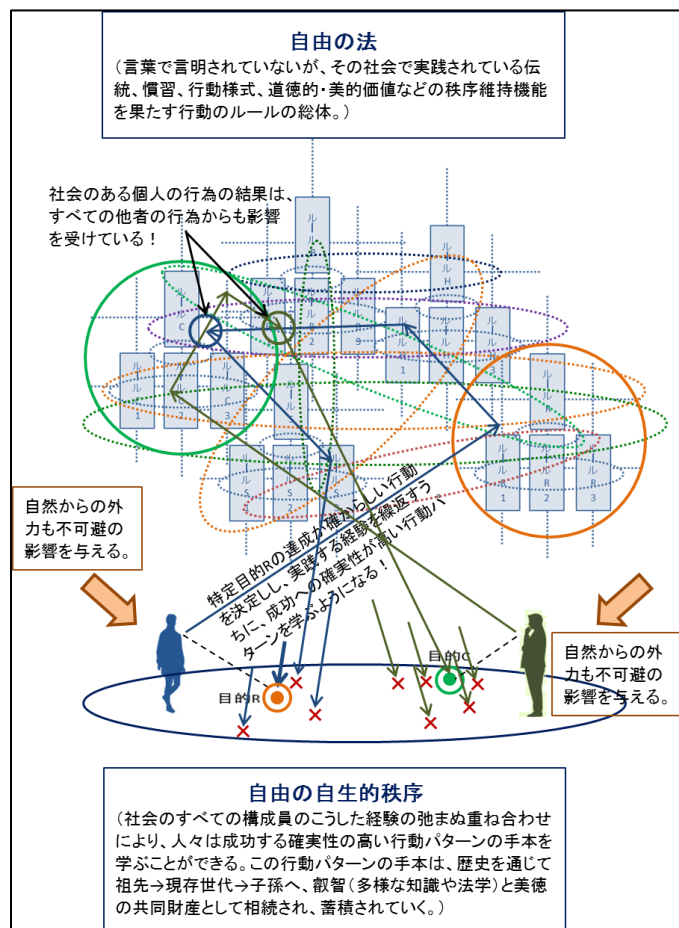
人間の行為は、ほとんど意識せず、全く意図的に発明したのではない“自由の法”によって、ずっと多大に導かれているのである。

このため、人間に対する規則（「命令」と“自由の法”）すべてが、社会全体の秩序を形成するというわけではなく、科学のような明晰な理

性による行為であれ、社会の智恵や道徳に導かれる行為であれ、“自由の法”を遵守する場合のみ、(その結果として)社会全体の秩序が生み出されるのである。

このように、人間社会の秩序とは、行動ルールの遵守から生じるが、それとは独立的な(すなわち、必然的な因果関係のみに依存しえない、結果としての「状態」として叙述されるもの)なのである。

【図解：自由の法の遵守と結果として生じる自生的秩序とが独立的関係とならざるを得ないことのイメージ図】



誤解を恐れず、以上のことを簡明にまとめると、“自由の法”とは、社会の諸個人が遵守すべき行動のルールであり、すべての人々が“自由の法”を遵守する結果として社会に“秩序”が生じ、そうした“社会秩序”が存在するという基本前提においてのみ、各人は特定の事象下において特定の行動(具体的行動)を自由に決定できる機会を得ることができるのだ、と言え

よう。

また、この社会秩序を形成できたがゆえに、人間は、個人としては甚だしい無知であるにも関わらず、多様な物的・人的諸要素が相互に密接に関係し合う複雑極まる社会環境に適応して行動できる存在と成り得たのである。

さて、上に掲げた【簡略図】を見ながら、次のハイエクの“自生的秩序”(=つくられたのではなく、成長した秩序)についての理論を読んでみよう!

ハイエク曰く、

社会理論は、多くの人の行為の所産ではあるが人間的設計の結果ではない秩序だった構造があるという発見にはじまる、そしてその理由でのみ目的をもつ、といっても過言ではない。

分野によっては、このことは今や普遍的に受容されている。言語や道徳が昔の天才の「発明」であると信じられていた時代もあったが、今では誰でもが、言語や道徳は誰もその結果を予見することも設計することもなかった進化過程の所産であることを認識している。

しかし、他の分野・・・とくに経済学の分野ではアダム・スミスが彼の時代の言語で、人がどのようにして「自分が全然意図してもみなかった目的を促進するにいたるか」を叙述するために使った「見えざる手」という表現に、理解しがたい嘲りを浴びせている批評家がまだいる。

怒れる改革者たちが(結果として生じている)秩序の完全な欠如をほのめかしながら(=批判しながら)経済的事象の混沌に依然として不平を並べる(=政府は、結果を改善できる有効な手段を講じよ!行動せよ!と主張する)とすれば、これは、一部には彼らが意図的につくられたのではない秩序を頭に思い浮かべることができない(=無知の無知である)ためであり、また一部は彼らにとって(の)秩序とは、・・・自生的秩序が達成しえない具体的な目的をめざす何ものか(=特定の権力者の命令・計画に諸個人を服従・隷属させること)を



意味するためである。

(出典：『ハイエク全集 I-8、「法と立法と自由〔I〕』春秋社、54頁)

また、ハイエク曰く、

**自生的秩序**はつねに複雑とは限らないが、**人間的配置**(=「設計された秩序」)と違ってどのような程度の**複雑さ**にでも到達できる。我々の主な主張の一つは、人間の頭脳が確かめたり操作したりできる以上に数の多い特定事実から構成される**非常に複雑な秩序**が、(行動ルールを遵守することにより、)自生的秩序の形成を**誘う諸力**(=蓄積された智恵と美德の利用)を**通じてのみ**もたらされるという点である。  
(出典：『ハイエク全集 I-8、「法と立法と自由〔I〕』春秋社、54頁)

さてここで、前掲の**バーク**の“**偏見の哲学**”を、**ハイエク**のこれらの洞察を踏まえて、再度読んでみて欲しい。バークの“**偏見の哲学**”とハイエクの“**法と自生的秩序**”の理論は全く同じ趣旨であることが容易に理解できるはずである！

## 5. 自生的秩序に存在しうる唯一の“社会の目的”について。

自生的秩序は社会の外部に一つの人的主体によってつくられるものではない。

それゆえ、非人格的な自生的秩序(=社会)が意図した「特定の目的」をもつことはできない。

しかし、人間が自生的秩序の存在を知ること自体は、秩序内部の諸個人が異なる多様な目的を首尾よく追求するのを助けるのに大いに役立つ、という意味で極めて重要なことなのである。

別の言い方をすれば、次のように表現できるだろう。

すなわち、

《異なる多様な目的を追求する諸個人から

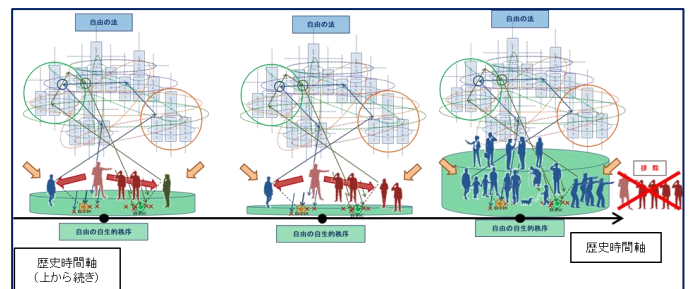
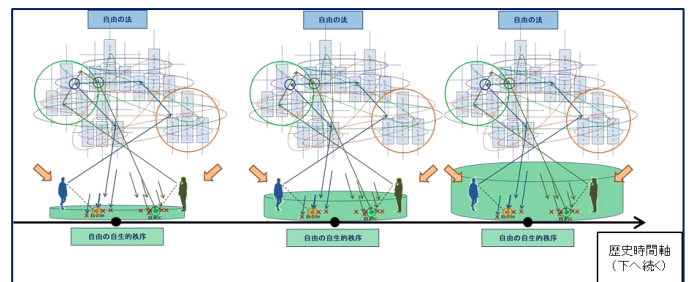
なる社会における“**社会全体の(=全構成員の)共通目的**”は唯一つしかない。

それは“**社会の自生的秩序を存続させ、あらゆる恣意による秩序への破壊行為を未然に防止し、もし破壊された場合には、全力で秩序回復に努める義務を、あらゆる世代(時代)の人々が永続的に相続(世襲)していくという“目的”のみである。**》

ということである。

これは極めてシンプルな言明であるが、この言明のもつ意義の重要性は、読者が本論を読み進めるうちにその真価を理解できるようになると論文筆者(=私)は信じるものである。

### 【図解：自生的秩序の存続と回復の永続的継承】



図中の“**自生的秩序**”の“**成長**”は、**バーク**流に言えば、過去—現在—未来へと連続するあらゆる時代の諸個人の行為の結果として社会に蓄積された、智恵と美德という遺産の相続・保守・改善の反復という意味になるだろう。

バークはこれに加えて相続を繰り返して永続している社会秩序(自生的制度もこれに含まれる)は絶対確実な自由の原理であるから、“**時効(prescription)**”として改変してはならない義務があるとした。

これをバークの“**時効の国体**”論といい、例えば、**英国の王(王室)制度**、**日本国の天皇(皇室)制度**は数百年、数千年間永続してきた“**時**



効の国体”であり、それは永続してきたという事実のみにおいて、国民の生命・私有財産・自由を擁護する自生的制度であることの証明なのであり、それゆえ決してある時代のある世代の国民が恣意や気まぐれにより改変・変革してはならない義務を有する、ということなのである。

バークが主著『フランス革命の省察』の中で、自由主義政府の指導原理としての“所産的性質”と呼んだものが、ハイエクの“自生的秩序”と類比できるように思えるので以下に引用しておく。

バーク曰く、

緩慢ではあっても、しっかりと支えられた進歩から、一步一步の結果は見て取ることができるものです。

最初の段階の成功または失敗が、第二段階で我々を照らします。こうして、光から光へと、我々は全過程を通じて安全に導かれて行きます。我々は体系の諸要素が相互に衝突しないのを知ります。

・・・我々は補い、調整し、均衡をとります。

・・・人類の重大利害が、幾世代にもわたり長く継承されながら問題となっている場合、それら利害に・・・深い影響を与える諸会議においては、そうした継承という側面からの発言も幾らか認められて然るべきです。これは正義の要求するところですが、そればかりか、その仕事自体が、単一の時代では供給できない程の多くの精神の援助を要求するのです。事物についてのこうした見方の故に、最善の立法者達は、しばしば、何らかの確実堅固な主要原理…ある種の哲学者達が所産的性質と呼んだものにも似た権力…を統治機構の中に確立することで以て満足しました。彼らは、まずその原理を確定しておき、後はその原理自身の作用に委ねたのでした。私にとっては、こうした仕方で行くこと、即ち指導原理と豊かな行動力をもって進んで行くことこそ、深遠な智慧を測る規準です。(出典：バーク『フランス革命の省察』、

みすず書房、214頁)

バーク曰く、

国の憲法 (constitution) は時効の憲法である、つまりその唯一の権威は、それが時代を越えて長年継続してきた、という点に尽きる憲法なのである。・・・諸君が戴く国王、諸君が戴く上院議員、諸君の判事、諸君の大小の陪審等々これらはすべて時効に基づいており、それを裏付ける論拠は、これらの制度が最初いつ頃創設されたかの論争が今日なお未解決であって今後も決して結論づけられないだろう、という事実なのである。時効こそは単に私有財産ばかりでなくこの財産保全の手段である統治に関しても、それが有するあらゆる権限の中で最も強固な権利である。

・・・時効にはもう一つ、人間精神の構造に根差す推定という権利根拠が随伴する。ある国民が既存の統治制度のもとに長年月生存し繁栄し続けてきたという事実こそは、海のものとも山のものとも知られない新しい計画を排除して何事によらず既存の体制を合理づける法理である。・・・国民とは、人数や空間的な広がりばかりでなく、時間的にも広がる連続性の概念である。それは選択よりも一万倍も優れた原理によってつくられる憲法であり、民衆の特殊状況、機縁、性情、意向そして道徳的、制度的な慣行が長時間の中で徐々に形を取って現れた産物である。(出典：『バーク政治経済論集』、法政大学出版局、446～447頁)

## 6. 自由な諸個人からなる社会 (=自生的秩序) を一つの人格的主体と妄想する「設計主義」・「擬人主義」・「歴史信仰」の誤謬について。

これまで述べてきたように、自由社会の諸個人は、自由の法を遵守する限りにおいて、自分自身の目的のために、自分自身の知識を用いて (=社会全体に蓄積された智慧と美德を利用して)、自由に行動することができる。

しかしながら、諸個人の行為の結果として生

じる社会全体（＝自生的秩序）は、一つの人格的主体ではないから、上述の“唯一の目的”を除いて目指すべき特定目的を持ちえない。

ところが、自然科学が発達した近現代に生じた社会理論（法学、哲学、社会学、経済学、政治学、歴史学、心理学、論理学・・・等々の学問分野）の学説の多くが、この人間社会の有するごく当たり前の帰結を無視した「擬人主義」や「進化の法則」という詭弁を駆使して、誤謬の結論を導いてきた。

そして 21 世紀初頭の現在でも、それらの誤った学的結論の多くが頑なに信仰され、政府の行うべき社会政策を誤った方向へ導き、それゆえに人々の生命／安全・私有財産・自由の保持・永続を侵害し毀損する方向への動力源となっているのである。

そこでここからは、ハイエクの智慧を借りながら、誤った仮定に基づいて誤った結論を導出している社会理論のいくつかを取り上げ、読者にもその誤謬が簡明に理解できるように、論文筆者（＝私）なりの説明を試みるものである。

（注）但し、これらの社会理論の誤謬に対する理論的解明（反駁）は、ハイエクが『ハイエク全集』等の著作の中で、体系的かつ完全に済ませていると論文筆者（＝私）は考えており、ここではその膨大な著作群の中から、要点部分だけを抽出して叙述し、一部、論文筆者（＝私）の考えを補足的に交えながら論文読者諸氏に簡明に説明しようとするものである。

## ■ 「設計主義」と「擬人主義」の誤謬について。

ハイエク曰く、

秩序というものを設計の産物としてのみ知覚し、諸現象の中に見出す秩序をそれが何であれ、個人的設計者の行為の証拠とみなしていた何千年の間に発達してきた・・・秩序ある構築物やその機能を叙述するために利用できるほとんどすべての用語には、人間主体がそれらを創造したという示唆が潜んでいる。

このため、そうした用語はいつも間違った結論を生むのである。

・・・社会が「行為する」とか、それが人を「扱う」、人に「報いる」、あるいは人に「報酬を払う」とか、社会が物体やサービスを「値ぶみし」、「所有し」、「制御する」とか、何かについて「責任がある」「有罪である」とか、それが「意思」あるいは「目的」をもつとか、「正しい」、あるいは「正しくない」とか、経済が資源を「分配し」、「配分する」という類の現代の考え方は、言葉の誤った意図主義風あるいは設計主義風の解釈を示唆するし、そうした言語はそのような含意なしに使われてきたが、たえず使い手を間違った結論に導く。

・・・正しい行動ルールのはずべては誰かが意図的につくったものであるという間違った仮説が立てられた時にのみ、法をつくるすべての権力は恣意的なものであるとか、すべての法が引き出される究極的な「主権を持った」権力の源泉がいくつも存在するにちがいないといった詭弁がまかり通るのである。

政治理論にまつわる昔からの謎と政治制度の進化を大きく左右した概念の多くはこの混乱の産物である。

・・・これは擬人概念に毒されなかったことを何にもまして誇りにする法理論の伝統、つまり法実証主義（＝人定法主義）にはとくに言えることである。なぜなら、法実証主義は、吟味の結果、我々が設計主義の誤謬と呼んだものに全面的に立脚していることが証明されたからである。事実、それは人間がその文化と諸制度のすべてを「つくった」という表現を字義どおりに受けとって、すべての法は誰かの意思の産物であるという虚構に陥った、あの設計主義的合理主義の有力な系統の一つなのである。

（出典：『ハイエク全集 I-8、「法と立法と自由〔I〕』春秋社、38 から 40 頁）

続いて、「進化の法則」という「思い込み」「妄想」に対するハイエクの批判は真理をついてい

て痛烈である。

ハイエク曰く、

社会進化論への不信を生んだ・・・大きな誤解は、進化論は「**進化の法則**」からなるという**思い込み**である。

これはせいぜい「法則」という言葉の**特別な意味**においてのみ正しいのであって、しばしば考えられているように、**進化の過程が通過**しなければならず、また**理性の行使により将来の進化コースの予測**へと導く、**特定の段階ないし局面の必然的継起の言明**（＝未来の目的とその経過過程についての言明）という意味では**正しくない**。

進化論自体は、**あまりに数が多くて全体像がつかめない無数の特定の事実に結果が依存する過程**（＝行為の結果として生じる秩序）を説明しているに**すぎず**、それゆえ将来についての**予測には至らない**。

その結果、「原理の説明」またはその過程がたどる**抽象的パターンのみの予測に閉じ込められる**。

**観察**から導かれたと**想定**される全体的進化（擬人的進化）に関する**みせかけの法則**は、過程を説明する正統進化論を処理する**何ものをも持っていない**。

それは**コント、ヘーゲル、マルクス**および彼らの**全体論的アプローチの歴史主義**という全く異なる諸概念から導出されていて、**進化はある既定のルールを走るのでなければならない**という**純粹に神秘的な必然性**（信仰）を主張する。

「進化」という用語の本来の意味が、すでに胚に含まれている潜在性の「解放」に言及することは許容されねばならないが、**進化の生物学的・社会学的理論が異なった複雑な構造の出現を説明する過程**というのは、**そのような特別段階の継起を含意してはいない**。

進化概念は**既定の「段階」または「局面」の必然的な継起**を意味し、**有機体や社会制度の発展はそこを通らなければならない**と考える人

は、そのような**進化概念を拒否**することで**正当化される**。

なぜなら、そこには**何の科学的根拠もないから**である。（出典：『ハイエク全集 I-8、「法と立法と自由〔I〕』春秋社、34～35頁）

こうして「社会ダーウィニズム」であれ、「人種・民族としての対立・闘争の歴史信仰」であれ、「社会（経済）階級の闘争で社会（共産）主義のユートピアに至るという歴史信仰」であれ、それらの「社会（集団・階級さらには物質・機械までも！）の擬人化」による「**進歩の法則**」や「**歴史法則（＝信仰）**」の社会理論への適用と結論は、すべて誤謬であると結論されるのである！

但し、ハイエクも別の個所で明言していることであるが、ハイエクと同様に論文筆者（＝私）も、あらゆる啓示宗教の教義のように、自然や社会の「擬人化や歴史信仰」それ自体が、それを信仰する人々を幸せにするにすぎない程度のものならば、その信仰教義を尊重すべきであるし、邪魔をすべきではないと考える。

そうではなく、「擬人化や歴史信仰」が、社会の他の人々にその信仰教義を強制する口実となる場合には、我々自由主義者は、それと全面的に戦わなければならないということなのである。

また、「設計主義（理性主義）と「**進化の法則**」は結合して「**歴史信仰**」を生み出したが、これらの教義は、1789年のフランス革命以後、特に徹底して、人道的な啓示宗教の教義（智慧や美德）の実践に「**迷信**」「**虚構**」というレッテル貼りをして善良、敬虔な民衆の信仰心を軽蔑し迫害してきた。

しかし上述のように、これらの「**歴史信仰**」などの社会理論の理論的誤謬が明白になるとすれば、それら社会理論の方が伝統的啓示宗教の信仰教義に比べて、「より一層、何の根拠もない、低級・下劣なガラクタ信念」にすぎないこと断言できるだろう。

なぜなら、伝統的啓示宗教の教義には、人間

理性では明晰に理解できない「迷信」や「神話」が含まれるが、同時に人間の智恵と美德（人格）に根を下ろした明瞭確実な温かい人道的訓示が多く含蓄しているのに対し、「歴史信仰」の教義の方は理性の誤謬による虚構というガラクタがある以外、丸裸で人間性や美德など欠片もないからである！

### ■ 歴史信仰：ヘーゲルの民族・人種闘争

（ヘーゲルは言った、）

「個人や民族の生き生きとした活動が、自分たちの目的を追求し、それを満足させると同時に、自分たちの全く知らない高遠な目的の手段ないし道具となって、それを無意識のうちに実現する、という私たちの歴史のとらえ方・・・

（？）」（出典：ヘーゲル『歴史哲学』）

（ヘーゲルは言った、）

「国家こそが、絶対の究極目的たる自由を実現した自主独立の存在であり、人間のもつすべての価値と精神の現実性は、国家を通してしか与えられない・・・（ハァ？正常か??）」（出典：同）

「国家は世界を通る神の行進」（出典：『法の哲学』）

（ヘーゲルは言った、）

「完全な国家には意識と思想が本質的に属するのであり、国家は自らが欲するもの知っている（???ハッキリ言って、バカである！正常か?）」（出典：同）

### ■ 歴史信仰：マルクス／エンゲルスの唯物弁証法

（＝階級闘争、資本主義の内部破裂、プロレタリア革命、共産社会の到来の予言）について。

（マルクス／エンゲルスは言った、）

「（共産主義者の言う）民主主義は、さらに進んで直接に私的所有を収奪し、プロレタリアートの生存を保障する諸方策を貫徹するための手段として、ただちに利用されるのでない限り、プロレタリアートにとって全く無益である

う。これらの方策のうちで、すでに現在、既存の状況の必然的な帰結として出てくる、（共産主義における）最も主要なものは、次のとおりである。

(1)累進課税、重い相続税、傍系〔兄弟、甥など〕相続の廃止、強制公債などによる私的所有の制限。(2)土地所有者、工場主、鉄道所有者、船舶所有者の、部分的には国有企業の競争により、部分的には直接に不換紙幣での補償による、徐々の収用。(3)人民の過半数に対するすべての亡命者と反逆者の、財産の没収。(4)国有財産、すなわち工場および作業場について、労働を組織し、あるいはプロレタリアを雇用すること。それによって、労働者間の競争を排除し、工場主がまだ残っている間は、国家が支払うのと同じ、引き上げられた賃金を支払わざるをえなくする。(5)私的所有の完全な廃棄まで、社会のすべての構成員に対する平等な労働義務。とくに農業のための、産業軍の形成。(6)国家資本をもった一つの国立銀行による、信用制度と貨幣取引の国家への集中と、すべての私的銀行および銀行家の抑圧。(7)国有の工場、作業場、鉄道、船舶の増大と、あらゆる地片の開墾と、すでに開墾されたものを、国民が自由にできる資本と労働が増大するに比例して、改良すること。(8)すべての児童を、彼らが母親の最初の世話から離れうるようになった瞬間から、国民の施設で国民の費用で、教育すること。教育と製作の結合。(9)国家公民の自治体のための、共同体的住宅として、国有地に大邸宅を建設する。その自治体は、農業とならんで工業を営み、農村生活の利益をも統一し、しかも両者の生活様式の一面性と害悪を持たない。(10)すべての不健康で粗悪につくられた住居と市街地の取り壊し。(11)結婚によらない子供に対しても、結婚による子供と平等な、相続権。(12)国民の手への、すべての輸送機関の集中。

・・・ひとたび、私的所有に対する最初の根本的な攻撃がおこる（＝攻撃をおこす）と、プロレタリアートは、ますます前進せざるを得な



いこと、すなわち、すべての資本、すべての農業、すべての工業、すべての輸送、すべての交換を、ますます多く国家の手に集中せざるを得ないことがわかるであろう。」(出典：エンゲルス『共産主義の諸原理』)

(マルクス／エンゲルスは言った)

「**家族の廃止！**共産主義者たちのこの下品な意図については、最も急進的な人々でさえも激怒する。(→当たり前！)

現代の、すなわちブルジョワ的な家族の、基礎は何であるか。資本が基礎であり、私的取得が基礎である。(→当たり前！)

それが完全に発展して存在するのは、ブルジョワジーにとってだけであり(→ウソ!)、しかもそれは、プロレタリアの強制された無家族と、公然たる売春の中に、補完物を見出す(→でっち上げの大嘘!)

ブルジョワ家族は、この補完物の没落とともに、当然、没落し、そして両者は、資本の消滅と共に消滅する(→信仰教義!)。」(出典：マルクス／エンゲルス『共産党宣言』)

(さらに、マルクス／エンゲルス言った、)

「(共産社会に至ると、)私的所有の圧迫から解放された・・・工業のこの発展は・・・すべての人の欲望を充足させるだろう・・・農業は・・・まったく新しい飛躍をおこない、社会に全く十分な量の生産物を、ゆだねるであろう・・・社会は、生産物を十分にうみだし、全構成員の欲望が充足されるように、分配を編成しうるであろう・・・諸階級の存在は、分業から生じるのであり、分業は、そのこれまでの様式においては、まったく消滅する。なぜなら、・・・人間の諸能力もまた、それに対応する程度に発展していなければならないからである・・・社会全体による生産の共同経営と、その結果としておこる生産の新しい発展は、全く別の人間を要求し、また生み出すであろう・・・今日の

人間、また各人がその諸素質のうち唯一つを、他のすべての素質を犠牲にして発展させ、生産全体のただ一つの部門のうちのさらにただ一つの部門しか知らない、今日の人間のような人間よっては、生産の共同経営はおこりえない・・・社会によって、共同的かつ計画的に経営される工業は、諸素質があらゆる方面へ発展した、生産の全体系を見渡せる状態にある人間を、完全に前提する

(→論文筆者は左翼・極左の運動家に伺いたい、あなたがたは、自分の生存中に、このような完全人間になれると確信できない人々は、一体全体、何のために共産主義を信仰して生きているのか?と。それは、自分の生存中、自分は不完全な、不平等・貧乏人のままで良いけれども、子孫や他者の平等と裕福のためにですか?本当に、それはあなたの本心ですか?・・・と)。

・・・こういうやり方で、共産主義的に組織された社会はその構成員に、あらゆる方面へ発展した素質を、あらゆる方面で活動させる機会を与えるであろう。そしてそれとともに、必然的に、さまざまな階級も消え失せる。」(出典：エンゲルス『共産主義の諸原理』)

■ **ジームク・フロイトの精神分析学の害悪について。**

ハイエク曰く、

教育に対する深い影響力を通して、**ジームク・フロイト**はおそらく**文化の最大の破壊者**となった。晩年、『文明とその不満』において、彼は自分の教育の結果の一部によって少なからぬ動揺を受けたように思われるが、**文化的に獲得された抑圧を取り除き、自然の欲動を解放する**という彼の基本的な狙いは、**あらゆる文明の基礎に対する最も致命的な攻撃**を開始した。その運動は 30 年前に全盛を極め、その後成長した世代は、主としてその理論に基づいて教育されてきた。私は当時のものから、その基本的な考え方について、後に世界保健機構の事務

総長になったある有力なカナダの精神科医がとくに露骨に表現したものを、一つだけ示しておく。1946年に、G・B・チザム博士は、アメリカの法律の大家によって称賛された著作の中で、これ(=フロイト精神分析学)を擁護した。

(チザムは言った、)

＜幼児教育の基礎であった**正邪の概念の根絶**、老人たちの確信するものを信頼する代わりに、**知的・理性的な思考をもってくる**こと[・・・その後]大部分の**精神科医と心理学者**、及びその他多くの尊敬すべき人びとは**これらの道徳的な拘束から逃れ**、自由に観察し、思考することができる。＞

彼の意見によれば、人間を「**不具にする善悪という重荷**」と「**正邪という厄介な概念**」から**人類を解放**し、また、それによって、人類の近い将来を**決定する**のは、**精神科医の任務**であった。

我々がいま集めているのはこれらの種子(=精神分析学)の収穫物である。自分が学習したことがないものとは決して相容れないと主張し、「反文化」の構築を企てさえするような教化されていない**野蛮人**は、文化の荷を伝えることができず、しかも(そのような野蛮人の発生は)野蛮人の本能である**自然の本能**に頼る**甘えの教育の必然的な産物**である。『ザ・タイムズ』の報告によれば、最近行われた上級警察官およびその他の専門家の、ある国際会議は、今日の**テロリスト**の中で、**社会学**、**政治学**や**教育学**を勉強したものが**著しい割合をしめている**と言うことを認めたが、私は少しも驚かなかった。

自分は常に**背徳者**であったし、**今後もそうであるだろう**と公言して憚らなかった人物(=経済学者**ジョン・メイナード・ケインズ**のこと。)によって、**イギリスの知的世界が支配されていた五十年の間に成長した世代から**、**いったい何を期待できるというのか**。

この洪水が文明を決定的に破壊する前に、その洪水の発端となった分野の内部においてさ

え、急激な**反動**が起きている、ということに**感謝**しなければならない。三年前、ノースウェスタン大学の**ドナルド・キャンベル**は、「**生物学的進化と社会進化との対立**」に関する**アメリカ心理学会の会長演説**で、次のように述べた。

「もし私が主張するように、生物学的進化によって人間に与えられる衝動が個人的・社会的に**正しい最適なもの**であり、また抑圧的・抑制的な道徳的伝統は**邪悪なもの**である、という一般的な基礎過程が、今日の心理学に存在するならば、私の判断するかぎり、いまや**この仮定は人口遺伝学と社会システムの進化と結びつけて考察することによって生まれる拡大された科学的視点から考えると**、**科学的に誤っている**とみなされるかもしれない・・・。心理学はおそらく非常に貴重なもの、すなわち、我々がまだ完全に理解していない**社会進化論的な抑制システムを維持する基盤の弱体化に貢献している**のかもしれない。」

また、彼は少し後でこう付け加えた。「**心理学や精神医学に学者を募ることは文化的正当性に異議を唱えることに熱心な人々を選択する**ようなものである。」(出典：『ハイエク全集 I - 10「法と立法と自由〔Ⅲ〕』、春秋社、

**デカルト主義の二元論**とその変種である**フロイト精神分析学(深層心理学)**の誤謬は**ハイエク**の「**心と社会の同時進化としての行動ルールの役割**」に関する次の記述と論文筆者(=私)の図解を合わせて読んでもらえば、その理由がよく理解できるのではないだろうか。

**ハイエク**曰く、

**設計主義的合理主義の誤り**は**デカルト主義の二元論**と密接に関連している。その二元論とは、**自然というコスモスの外部に立ち**、**あらかじめ精神を与えられた人間**がその生活を営む**社会制度や文化の設計**をすることができる、**独立に存在する精神的実体の観念**のことを意味する。しかし**実際には**、**この精神は自然・社会環境への適用**であって、それが**社会構造を決定**

する諸制度との絶え間ない相互作用のなかで発展してきたというのが真相である。精神は制度に働きかけて変更する何ものかであるとともに、制度の中で育ったのであってそれ自体がつくったのではない社会環境の産物である。精神は人間が社会の中で育み、生活を営む集団の存続機会を広げた習慣や実践を習得した結果である。(常に社会の中にありながら) 社会における生活を可能にした諸制度を設計する(ための)すでに十分発達した精神という観念は、人間の進化に関する我々のすべての知識(=自由の法と自生的秩序に関する知識)とは正反対である。

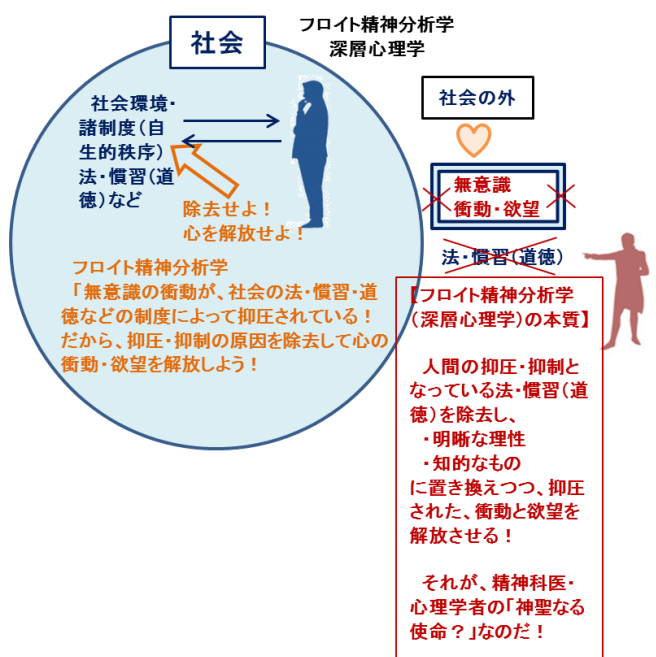
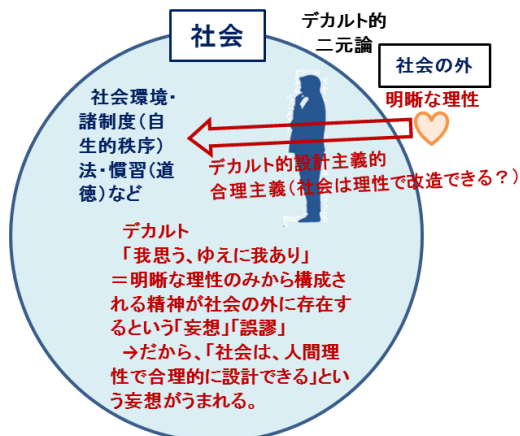
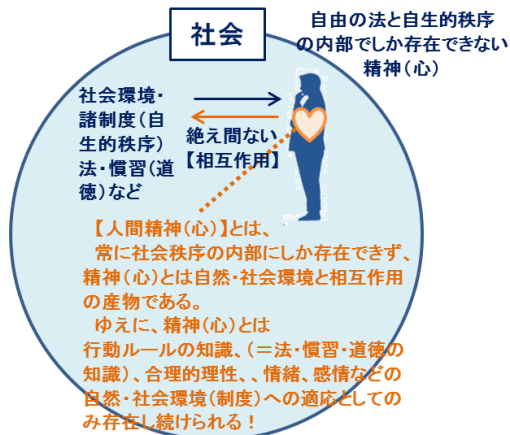
(出典:『ハイエク全集 I-8、「法と立法と自由 [I]』春秋社、26~27頁)

(ハイエク曰く、)

(我々がとるべき立場に対する誤解のうち、阻止しなければならないものの一つは、) 我々の行為を支配するルールの中の多くの無意識的性格を強調することが、精神分析ないし「深層心理学」理論の基底をなす無意識ないし潜在意識の概念と結び付けられることである。・・・実際には両者はまったく異質である。無意識という全体概念を我々は使わないし、実際にも無効かつ虚偽とみなす。それ(=無意識の概念)は無意識的であるということによってのみ意識的な心と区別されるが、それ以外の点では(意識的な心と)全く同じで、意識的な心として合理的で目的追求的な仕方作用する。そのように神秘的なものを仮定したり、結果として生れた秩序が持つ何らかの(心的)特質を、我々が心と呼ぶ複雑な秩序(全体)を共働して生み出すさまざまな性向(慣習・道徳)やルールのせいにしたところで、得るものは何もない(→複雑な心という秩序の中の、無意識にあるとされる、一部の特定の欲望や衝動を解放するために、心という複雑な秩序全体を生み出している行動ルールである社会の法・慣習・道徳を除去してしまっは何の意味もない!と言う意味)。(出典:『ハイエク全集 I-8、「法と立法

と自由 [I]』春秋社、43~44頁)

【図解:心と社会の同時進化---デカルト設計主義的合理主義、フロイト精神分析学の誤謬】



■ 自由の法の遵守と自生的秩序の形成を無



視する現代社会理論の誤謬について。

ハイエク曰く、

この種の**合理主義**（＝設計主義的合理主義）が、あらゆる**道徳的価値の崩壊**と、個人は本人が追い求める個々の目的に対する個別的評価（＝自分が、目的と結果に関する必然的因果関係であると考えているもの）**のみによって導かれるべき**であるという信念とに繋がり、そして追い求められる目的によって**あらゆる手段を正当化する傾向**をもつことは**明白**である。この合理主義がつくり出す心理状態は、故**ケインズ**による自伝的エッセイの中に明確に描き出されている。**ケインズ**は、二十世紀初期に自分や友人たちが抱いていた---そして 30 年後もなお変わらないと認めている---見解を描写して以下のように書いている。

（ケインズは言った、）

「我々は、一般的ルールに従うという**個人の責任を完全に拒絶した**。自分たちには、あらゆるケースをそのメリットによって判断する**権利**があり、その判断を**成功裏に行う知恵と経験と自制心がある**と主張した。これは我々の信念の非常に重要な一部として**暴力的かつ攻撃的に保持されていた**のであり、外的世界に対しては、我々の**最も明白かつ危険な特徴**であった。服装のきまり、習慣、伝統的知恵などを、我々は**完全に拒絶した**。つまり**用語の厳密な意味で、不道徳主義だった**のである。もちろん、人に見つかることにとまなうあれこれの帰結は、それらの**価値に応じて考慮**されなければならないなかった。しかし我々は、**遵守し服従すべきものとして、自分に課された何の道徳的義務も、何の内面的道徳拘束力も認めていなかった**。神の前で、自分たちの問題では自分たちが**裁判官である、と主張した**のだった」

この言明が、伝統的な道徳ルールを**拒否**するだけでなく、行為や道徳その他あらゆる種類の拘束力ある抽象的ルールに従おうとすることへの**拒否**をも**含意**していることに注目すべきである。これが含意するのは、人間の知性は、

**一般的ルール**（＝自由の法）や**原理**（＝自生的秩序の形成原理）が人間に与えてくれる助けを利用すること**なしに人生を成功裏に秩序づけるに十分な**のだ、という主張である。つまり人間は、すべての可能な行為のさまざまな選択肢の中からそれらの帰結に対する**全面的で明示的な評価**をとおし、**すべての状況を完全に認識して、自分の活動を成功裏に調整する能力がある**（＝全知全能の理性を有する！）、**という主張**である。もちろんこのことは、我々の知的パワーに関する**途方もない仮定**を含むだけでなく、我々が生きている世界がいかなる種類のものかに関する**全く違った想定**（＝人間の明晰な理性を用いて、完全な世界を計画し、創造ことができるはず、と想定すること）**をも含んでいる**。それは我々が**直面するさまざまな実践的問題**を、あたかも**すべての事実を我々が知っている**、それらの問題に対処するという仕事**が純粹に知的なものであるかのように取り扱う**のである。残念ながら、多くの**現代社会理論**もまたこの**同じ想定**によって、**価値を奪われてしまっている**のではないだろうか。人生における**決定的事実**として我々は、**全知ではないし、そのときどきに以前には知らなかった新しい事実**に**適合**しなければならないのであり、だからこそ、あらゆる**個別具体的な行為が持つ相互に前もって合理的に調整されているような事前に考えられた細かい計画**に従って人生を秩序づけることなど**できない**のである。

**人生全体**が、絶えず**新しく予見できない状況**に**直面**することから成っているので、我々は、自ら実行することになるすべての個別具体的な行為を前もって決定することによって全人生を秩序あるものにするには**できない**、我々が人生にいくらかの秩序を**実際与える**ことができる**唯一のやり方**は、一定の**抽象的ルール**（正しい行動ルールの非人格的過程）や（自生的秩序の形成）**原理**を**手引き**として採用し、新しい状況が現われた時それらに取り組み際に、**採用したルールに厳密に従う**というものであ



る。さまざまな行為が首尾一貫した合理的なパターンを形成するのは、それらの行為が前もって十分に考え抜かれた単一計画の部分として決定されたからではなく、それぞれの継続する決定において我々が同一の抽象的ルールによって選択の幅を制限するからなのである。(出典：『ハイエク全集Ⅱ - 4「哲学論集」』、春秋社、14～16頁)

## 7. 自由の法と法的正義について。

ここからはこれまで述べてきた“自由の法”と自由の“自生的秩序”の概念を用いて、“正義(法的正義)”と「社会的正義(=空体語)」の峻別について概観したいと思う。

《正義とは法的正義のこと》を意味する。

《法的正義とは、自由の法(=正しい行動のルール)を遵守する行動》を言う。

権力者(政府)が発する「恣意的な命令」に、社会のすべての人びとが服従を強制される場合、その「命令」を正しい行動のルールだと叙述する人間はほとんどいないであろう。

また、先に考察したように、

《すべての人々が自由の法(以後、単に“法”と略す。)を遵守して行動すれば、結果として社会全体に自生的秩序が生じる(=平和が存続する)》

のであったから、“法”を《正しい行動のルール》と呼び、《正しい行動のルール(=“法”)を順守する行動のみを“正義”である》と定義できるのである。

《正義》および《正しい行動ルール》について、ハイエク曰く、

厳密に言うと、人間的行動だけを正しいとか正しくないと呼ぶことができる。

もし、我々がその用語をある事象の状態に適用するとすれば、誰かがそれを引き起こしたあるいはそれが生じるのを許したと考えるかぎり、その用語は意味を持つ。誰も変えることができない生の事実(例：「この鳥は燕です。’)とか事象の状態(例：「今日は雨降りです。’)

は、善または悪である(=善い、悪いと言える)かもしれないが、正しいのでも正しくないのでもない。「正しい」という用語を人間的行為やそれらを支配するルール以外の事情に適用することは範疇上の誤りである。我々が身体の創造主を叱責したい場合に限って、ある人が肉体的欠陥を持って生まれてきたとか、病気に悩まされてきたとか、人に愛されるもの(ところ)がないために苦しめられてきたといったことを、正しくないと叙述することに意味がある。

自然は正しかったり正しくなかったりできない。

物理的世界を物活論的にあるいは神人同性同形論的に解釈する根深い習慣が、そうした言葉の誤用をさせるのであり、我々に関係のあるものすべてに責任ある主体を求めさせるのであるが、誰かが物事を違って(=今とは違うように)整えることができた(はずだ)し、またそうすべきであったと信じるのでない限り、状況を正しいとか正しくないとか言っても意味がない。

しかし、人間の制御にしたがわないもの(=生の事実や事象の状態・状況)を正しい正しくないと言えないのであれば、[道徳的でありえないとすれば(=善いとか悪いとか言えない場合には)、あるもの(例えば、社会のある状況・ある環境など、それ自体、正しいとか正しくないとか、善いとか悪いとか言えないケース)を正しいものにしたいという願望は必ずしも、それを人間の制御にしたがわせる(例えば、社会環境を変革するなどの)ための有効な論拠であるとは限らない。なぜなら、そうすること自身が正しくないかもしれないし、非道徳的であるかもしれないからである。(出典：『ハイエク全集Ⅰ - 9、「法と立法と自由〔Ⅱ〕』春秋社、48頁)

(ハイエク曰く、)

正しい行動ルールは、他者に影響を及ぼすような個人の行為に言及する。自生的秩序におい

では、各個人の地位は**多くの他の個人の行為が合成された結果**であり、多くの人々のこうした行為が誰かに特定の結果を保障する責任を負っていたり、そうする力をもっていたりする人は**誰もいない**。その地位（＝社会的立場・状況等）はある他者の行為にあるいは人々の**共同行為に影響される**かもしれないが、それら**だけに**依存していることはめったにない。それゆえ、**自生的秩序**では、**ある誰かの地位がどうあるべきかを決定する**（目的従属的な）**ルールは存在しえない**。**個人的行動のルール**は、すでに見てきたように、**結果として生じる**（全体）**秩序**の一定の**抽象的性質**（秩序維持のための智恵と美德の共同蓄積。先に述べた交通ルールのイメージを思い出そう。）**だけを決定する**のであり、その**特定の**（＝個人毎の、個別的な）**具体的内容を定めるわけではない**。（出典：『ハイエク全集Ⅰ-9、「法と立法と自由〔Ⅱ〕』春秋社、50頁）

## 8. 社会的正義の幻想（＝虚構・空体語）について。

このように“法”が支配する自由社会の自生的秩序の中では、人々の行動の**結果の状態**について、正義とか不正義とかを意味あるように語ることは**できない**。

また、社会を、諸個人や集団の相対的地位（報酬・価値）を決定する意思（恣意）がある「**人格的な分配主体**」であるとみなすのは、先に述べたとおり、**擬人主義**に基づく**虚構**である。

自生的秩序の中では、利益分配の決定は、非人格的（＝非擬人的）過程によって行われる。

すなわち、「**分配的正義**」なるものは**虚偽・虚構**であり、「分配（する）」という用語は**誤用**ないし**恣意的な悪用**である。

また、さまざまなサービスは諸個人にとっての**価値を有する**ものであり、どのような特定のサービスも**個人毎に全く違った価値を持つ**ものである（例えば、12万円のパソコン1台の

価値を考えてみよ。諸個人の収入や生活状態によって、その価値は相異し、同じ値札でも、決して同じ価値ではない！）。

それゆえ、種々のサービスには決定された確認可能な「**社会にとっての価値**」など存在しないにもかかわらず、例えば、自分が実際に受け取る報酬が、「**社会にとっての（本来あるべき）価値**」と比べて**小さすぎる！**などと不平・不満を主張する者は、社会を（自分のような）一人の擬人的主体とみなし、その主体にとっての単一の価値尺度（価値体系）を期待的に想定し、その価値尺度に社会の構成員すべてを従属させようとする思想に繋がって行く。

もし権力者（政府）がこのような価値尺度を社会に強制するならば、それは権力者（政府）が、諸個人を全体主義に隷属させようと企図している証拠として警戒すべきであろう。

ハイエク曰く、

（社会的正義は）あまり成功しなかった人々の中にしばしば生まれる**不満**、あるいはあからさまに言えば**羨望に基づいている**ということである。この感情を満足させ、**社会正義**という尊敬すべき外観でそれを**偽装**する現代の傾向は、**自由**にとって**重大な脅威**にまで発展しつつある」（出典：『ハイエク全集Ⅰ-5、「自由の条件〔Ⅰ〕』春秋社、132頁）

（ハイエク曰く、）

**ある信念**がほぼ普遍的に受容されているということは、魔女や幽霊に対する一般的信念が**これらの概念の妥当性を証明していない**のと同様に、**それが妥当であることもあるいは意味をもつことすら証明しない**。我々が「**社会的正義**」・・・が、他の人々を強制する口実となるときには**戦わなければならない疑似宗教的な迷信**である。そして、「**社会的正義**」への支配的な**信念**は当面はおそらく**自由文明の他の価値**に対する**最大の脅威**であろう。（出典：『ハイエク全集Ⅰ-9、「法と立法と自由〔Ⅱ〕』春秋

社、95頁)

(ハイエク曰く、)

政府が望ましい分配について事前に抱いていたあるパターンを実現しようと努めれば努めるほど、政府はさまざまな個人や集団の地位をますます自己の制御下におこうとするにちがいない。「社会的正義」に対する思い込みが政治的行為を支配するかぎり、この過程は全体主義システムにますます近づいて行くに違いない。(出典：同、97頁)

(ハイエク曰く)

公平でない市場の結果についての不平は実際には誰かが正しくないと主張しているのではない。誰が正しくなかったかという問題には答えがないのである。社会はもしそれが作りだした期待を満たさないならば、不平を言われ、やかましく補償を要求される、新しい神になったにすぎない。(出典：同、98頁)

(ハイエク曰く、)

(自生的秩序の下では)さまざまな人びとの相対所得を決定したり、その相対所得が偶然的な出来事に依存するのを防止することは誰もできないから、「社会的正義」という概念は必然的に空虚になり無意味になるのである。個人が何をなすべきかを命令される指令・命令経済〔軍隊のような〕でしか、「社会的正義」に意味を与えることはできない。どんな特定の「社会的正義」概念もそのような中央指令システムでしか実現されえない。それは人々が明確に定められた指令によって導かれていて、正しい個人行動のルールによって導かれているのではないことを前提にしている。正しい個人行動ルールのいかなるシステムも、それゆえに個人個人のどんな自由な行為も、何らかの分配的正義の原理を満たす結果を生み出すことはできない。

・・・(自生的秩序の下にある)自由社会で

は(行動の結果としての)報酬の差を正しいとか正しくないと意味あるように叙述することができないのである。(但し、)疑いもなく、特定の報酬に影響を及ぼすことをめざして、正しいとか否かと呼びうるような個人の行為(行動)はたくさんある。しかし、そのように正しいと呼びうる分配パターンを産み出す個人行動の原理は存在しないのであり、それゆえに、個人(あるいは政府)が人々(全員)の正しい報酬を保障するために何を為さなければならないかを知る可能性はないのである。(出典：同、99頁)

## 9. 不平等は人間の生得的事実であることを、勇気を出して、直視しよう!

すべての諸個人は、生得的に相異なる能力(知力・体力、身体的特性・心的感情)を有する、不平等な存在としてこの世に生れ落ちる。

21世紀の現代人は、この動かしがたい人間の現実(事実)を無視して逃避するのではなく、勇気を出して、再承認するものでなければならない時に来ている(=福祉国家の幻想の継続は、国家財政を機能不全にして、近い将来破綻するだろう)。

このような文脈において、

「人間は生まれながらにして平等である」

という言明を字義通りに読む時、それは人間及び人間社会の真実に関する承認の拒絶であり、現実からの逃避であり、諸個人の責任回避のための詭弁でしかあるまい。

正しい言明は次のとおりである。

「人間は生まれながらにして不平等であるが、生れ落ちた社会の法の下(前)に等しく保護され、かつ等しく不平等を改善する自由を与えられる(与えられねばならない)」

ということだ。

ハイエク曰く、

法と行為に関する一般的規則の平等こそが、自由のために役立つ唯一の平等であり、また自由を破壊せずに確保することのできる唯一の



平等である。

自由は他の種類の平等とは何の関係もないばかりでなく、多くの不平等を創り出さざるをえないものでさえある。これは個人的自由の必然的結果であり、またそれを正当化する一つの意味をもっている。

もし個人的自由の結果として生活のやり方によって成功の程度に違いがあることが証明できなかつたら、自由を擁護する主張のほとんどは消えてしまうであろう。」(出典：『ハイエク全集Ⅰ-5「自由の条件〔Ⅰ〕』、春秋社、121～122頁)

(ハイエク曰く、)

平等な扱いに対する要求を、すべての人間の事実上の平等という明らかに誤った仮定に基づかせることほど、そうした要求を損なうものはない。

国民的あるいは人種的少数者の平等な扱いを擁護する議論を、彼らが他の人間と異なっていないという主張に基礎づけることは、実際に存在する不平等が不平等な取り扱いを正当化することを暗黙に認めることになる。

つまり、ある程度の差異が事実、存在するという証拠がすぐに現れることになるだろう。法の下における平等に対する要求の本質は、人々には差異があるという事実にもかかわらず、等しく扱われるべきということにある。」(出典：『ハイエク全集Ⅰ-5「自由の条件〔Ⅰ〕』、春秋社、122頁)

## 10. 「社会的正義」の真実は、「不正義による不平等の強制」である！

ここで、これまでの議論のまとめをして、「社会的正義」という用語が真に意味することが、「正義(法的正義)」とは無関係の、権力者(あるいは政府)の命令(恣意・意思)による諸個人への「不平等の強制」のことでしかあり得ない、ということを確認しておこう。

《1》同種のサービスの価値は、同じ社会の構

成員にとって全く異なる価値を持つ。

(ハイエク曰く、)

社会の構成員に対してある人の価値というかわりに、「(ある人の)社会(全体)にとっての価値」と言いたくなるけれども、例えば、何百万人もの人々にマッチを供給しそれによって年間20万ドル稼いでいる人は、偉大なる叡智とか優美な楽しみをわずか数千人の人に供給するだけで年間2万ドル稼いでいる人以上に「社会」にとって価値があるというのであれば大きな誤りである。

ベートーヴェンのソナタとかレオナルドの絵画とかシェイクスピアの戯曲といった業績でさえも、「社会にとっての価値」は何もないのであり、それらを知り、鑑賞する人々にとってのみ価値を持つのである。

また、ボクサーや流行歌手は、はるかに小さい集団に対してしかサービスを提供しないヴァイオリンの名演奏家やバレエ・ダンサーよりも、何百万人もの人々にサービスを提供しているがゆえに、社会にとって大きな価値を持つと主張することはほとんど意味をもたない。

本質的な価値が違っているということだけでなく、さまざまな集団の人々によって異なるサービスに付与される価値は同じ水準では測れないというのが要点である。

こうした表現が意味することのすべては、ある人は他の人々以上に構成員のより多くの人々からより大きな集計された合計分を受け取っているということにすぎない。(出典：『ハイエク全集Ⅰ-9、「法と立法と自由〔Ⅱ〕』春秋社、107～108頁)

《2》市場原理(自生的秩序)に基づいて決定される価格(価値)のみが適正価格(価値)である。

(ハイエク曰く、)

個人や集団が市場で受け取る報酬は、これらのサービスがそれを受けとる人々にとって(あるいは、厳密に言えば、利用可能な供給によつ



てなお充足されうる最終の差し迫った需要にとって] どれだけの価値があるかによって決定されるのであり、ある仮想的な「社会にとっての価値」によってではない。(出典：『ハイエク全集 I - 9、「法と立法と自由〔II〕』春秋社、108頁)

《3》ある個人の活動の価値に関して、彼自身が自己評価する価値と人々が彼に与える価値(=市場価値)が大きく相異なることがあり、それが彼をして「(社会は)不正義だ!」という思い込みに至らせることがある。しかし、市場が決定する価値のみが適正価値といえる価値なのであり、「不正義の思い込み」は、彼の羨望や嫉妬心から発しているのである。

(ハイエク曰く、)

(社会的正義は)あまり成功しなかった人々の中にしばしば生まれる不満、あるいはあからさまに言えば羨望に基づいているということである。この感情を満足させ、社会(的)正義という尊敬すべき外観でそれを偽装する現代の傾向は自由にとって重大な脅威にまで発展しつつある。(出典：同上、再掲)

《4》異なる職種やサービス間の相対的価値(相対的報酬)を決定する、自由の原理(=市場原理)以外の公正な基準を決定できるいかなる擬人的主体も存在しない(=自由の原理)。

(ハイエク曰く、)

それは市場が語る場合を除いて、誰もその価値を知らないということである。

なるほど、特定の活動についての(自分の)評価は市場によって与えられる価値と頻繁に違っている。そして、我々はこの気持ちをそれがもつ不正義を叫ぶことによってあらわす。

しかし、看護婦と肉屋の、炭鉱夫と高等裁判所の裁判官の、深海潜水夫と下水道清掃夫の、新産業の組織者と競馬の騎手の、租税査察官と

生命を助ける薬の発明家の、ジェットパイロットと数学教授の、相対的報酬がどうなっているべきかと尋ねてみる際には、「社会的正義」に訴えてみても、それを決定する際のいささかの助けにもならない。

もし(誰か、あるいは政府が)それ(=社会的正義)を利用するならば、他者は我々(=誰か、あるいは政府)の見解(=恣意的な価値判断)に何の理由もなしに同意して(=強制されて)然るべきであると言っているのも同然である。

・・・市場秩序においてそれを遵守していれば、そうしたものとして[決定の手続き(=行動のルール)の遵守]とは区別されたものとして]我々にとって正しいように見える地位(=結果の状態)を個人や集団に保証する個人行動のルールが存在しない・・・それ(=社会的正義)は、「道徳的な石」という用語と同じく、誤りの範疇に属するのではなく、無意味の範疇に属するのである。(出典：『ハイエク全集 I - 9、「法と立法と自由〔II〕』春秋社、110頁)

このように、「社会的正義」とは虚構の空体語であり、“真正の正義”である“法的正義”ではないし、人間本性に固有の避けがたい生得的な不平等までも救済・改善する何らの原理も持ち合わせていないのである。

そして「社会的正義」が真に意味するものは、現在の社会における人間の不平等を、権力者(政府)の恣意的に決定する何の公正性もない単一の価値基準に基づいて諸個人に強制し、「新しい不平等社会」を再構築したいと欲する人々が利用する無意味な空体語以外の何ものでもないのである。

そしてその原動力は常に人々の羨望や嫉妬に訴えかける社会主義者(共産主義者)らの煽動から生じるのであり、そのような煽動は、人間精神のうち、最も反社会的で悪質で卑劣な性質のものと言えよう。

ただし、実質的には無意味な空体語である「社会的正義」も、政治的に使用されれば、「福

社国家」、「弱者対策」「格差是正」、「富の再分配」、「分配的正義」、「公的な年金・保険・医療・介護政策のための補助交付」・・・などのさまざまな名目に変じてもっともらしく、意味ありげに議論され、特に社会主義政党・共産主義政党（あるいは、自由を冠する政党内部の左派グループなど）において、

①特定の利益団体（集団）への利益供与の口実として、

②命令・統制社会という全体主義社会への、自由社会からの移行を企図する真意の隠れ蓑として、

利用され、現代社会の「詐欺流行語大賞」のダントツ No.1 の地位を得て、称賛されている始末なのである。

ハイエク曰く、

その（社会的正義という）表現は当初から**社会主義運動**の中心にあった熱望を表していた。

古典的な**社会主義**は**生産手段の社会化**（国有化などの集団化）に対する要求によって定義されてきたけれども、これは「正しい」**富の分配**をもたらすために**必須**であると考えられたそのための**第一手段**であった。

そして、**社会主義者**たちは後にこの**再分配**が**課税**〔およびそれによって賄われる政府サービス〕によってかなりの程度まで、しかも**より抵抗を受けずに実施しうる**ことを見出し、初期の要求を実際には**棚上げ**したから、「**社会的正義**」の実現が彼らの**中心的な公約**になった。

古典的な**自由主義**がめざした**社会秩序**と**現在**変容しつつある**社会**との主な**相違**は、**前者**が**正しい個人行動の原理**によって**支配される**のに対して、**新しい社会**が「**社会的正義**」に対する要求を満たそうとすることにあるといってもよいであろう。

あるいは、**前者**が**個々人による正しい行為**を求めたのに対して、**後者は人々に何をすべきかを命令する権力**をもった**当局に正義の義務を課す**ようにだんだんできてきていることにあるとも言える。（出典：『ハイエク全集 I - 9、「法

と立法と自由〔II〕』春秋社、94頁）

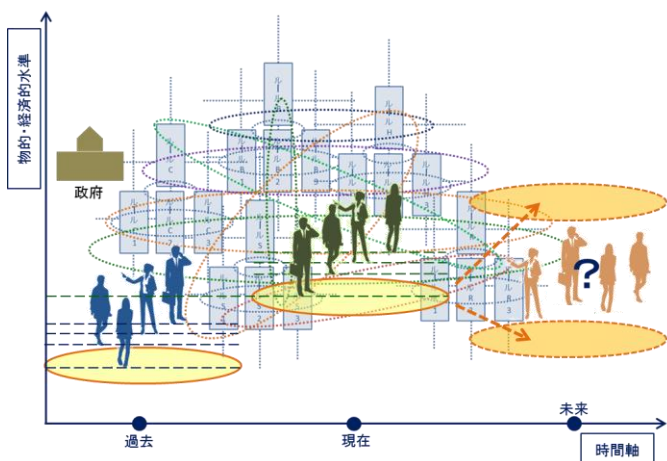
繰り返すが、さまざまな人々の適正な相対所得を擬人的に決定したり、その相対所得が偶然の出来事に依存したりすること

（→人間は自然法則を変更できないし、偶然発生する自然現象のすべてを制御できないし、予測可能な科学法則の利用も、比較的単純な閉鎖システムの内部においてのみ可能であるにすぎない。）

を完全に回避することは個人であれ、政府であれ、誰にもできない。

それゆえ、もし「社会的正義」を強制したとしても、人々は実質上「不平等のまま」であり、決して「平等」にはならないのである。

【図解：自由主義の法的正義と社会（共産）主義の社会的正義の相違】



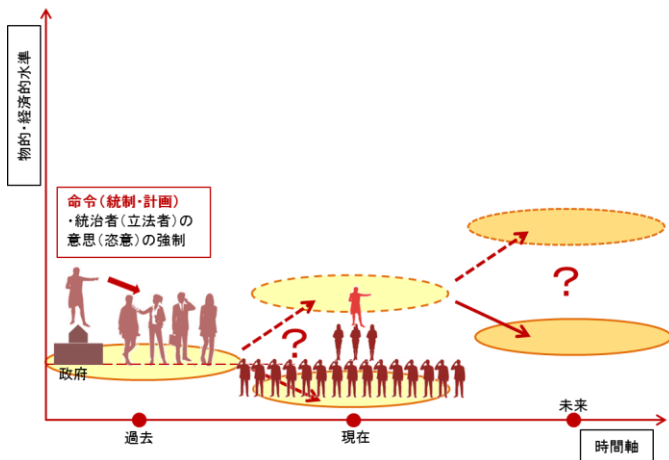
### 自由主義社会

- ・法的正義＝正しい行動のルールへの遵守
- ・法の下（前）の平等
- ・美德ある自由が存在しうる。
- ・法を遵守する限り、諸個人は自らの目的を自由に追求できる。
- ・自生的秩序の下で、個人的自由の必然的結果として諸個人に物質的不平等をもたらす。
- ・社会の共同財産として蓄積された知識（智慧・美德）を諸個人が自由に利用できる。
- ・この不平等は自生的秩序の非人格的過程の結果として生じるため、諸個人の努力等によって、改善されうる不平等である。
- ・社会の自生的秩序が存在する限り、相続財産

が蓄積され、そこにこそ、人間の文明社会の歴史が進展していく起動力が内在している！

### 【普遍的事実】である人間社会の基本前提

≪すべての諸個人は、生得的に相異なる能力（知力・体力、身体的特性・心的感情）を具える不平等な存在としてこの世に生れ落ちる≫



### 社会主義（共産主義）社会

- ・社会的正義＝「権力者（政府）の決定する根拠なき単一の価値基準」に諸個人が隷属すること。
- ・法的正義は無視される。
- ・無道德社会（命令への隷従のみが義務となる）
- ・社会的正義の下では諸個人はいかなる選択の自由もない。
- ・社会正義の下での諸個人は、法の前での平等は存在せず、物質的平等か不平等かも諸個人には選択の余地がない。
- ・この社会では、不平等は権力者（政府）の強制力が有効である限り、諸個人が自らの努力等で改善する余地はない。
- ・この社会で必要となる知識は、権力者（政府）の設計主義的な理性のみ。
- ・諸個人は職業選択の自由も自己の自由な目的追求もできないため、社会全体の秩序改善は期待できない。

### 【普遍的事実】である人間社会の基本前提

≪すべての諸個人は、生得的に相異なる能力（知力・体力、身体的特性・心的感情）を具え

る不平等な存在としてこの世に生れ落ちる≫  
\*このことは人間本性に固有の属性（事実）であり、自由主義社会と何ら変わらない！

### 11. 実在する不平等を非実在化（＝隠蔽）する、非実在の魔語「平等」について。

このように法と自生的秩序による自由主義社会であれ、社会的正義という命令・統制による社会主義社会（共産主義社会）であれ、社会と諸個人の行き着く先はどちらも「不平等社会」である。

（ただし、前述のごとく、両社会の「不平等の性質」は全く異質のものであることに注意せよ！）

しかしながら、社会的正義を唱導する者にとって、行き着く先が「不平等社会」であるという帰結は、人びとを革命に煽動するのに非常に都合が悪い。

そこで、それを隠蔽する目的で導入された革命用語が、非実在の魔語「平等」なのである。

狂詩人 J・J・ルソーである！

人間は「平等」という用語で「物的・金銭的な平等」観念のみを想像しがちだから、「平等」＝「1個のケーキを家族4人で4等分すること。」→「できるのではないか？」と安直に考える向きあるが社会の構成員すべての価値の平等の達成など、決してできるものではない。

一見、権力者(政府)の恣意的な命令による「平等」は、達成できそうな「公正公平な基準」のように幻惑される。

しかし、例えば、権力者（政府）の恣意的命令による（社会主義や共産主義の）社会でさえ、すべての生産物は人々の分業によって生産せざるをえないが、そこには人々に職業選択の自由はないから、諸個人が担当するさまざまな職業などは、権力者（政府）の恣意のみによって強制配置されるだろう。

かつその場合に、権力者（政府）が人々の報酬について「物的・金銭的平等」と定める場合に、そのような分配社会のすべての人々が、



「我々の社会は、平等社会である！」と感じるであろうか？と考えると見ればよい。

あり得ないのは自明だろう。

なぜなら、人間の感じる価格や価値とは、物質と精神の、質と量の相互関係（＝不平等）からのみ出現するからであり、人間が幸福感を得ることができるのは、前提条件として“不平等”が存在して、それが自己の勤勉や努力の自由意志の結果“改善された（し得た）”場合だけだからである。

すなわち、完全平等の人間社会とは、ルソーの描いたような「自然状態の野生動物」か、「大量生産のロボット」からなる社会であるが、そのような社会では、すでに人間は人間でない存在であり、「平等」と「不平等」の観念すら喪失するから、「平等」について論じること自体、ほとんど無価値かつ無意味なのである！

《「平等」は非実在の魔語にすぎない！》

ここで、ロシアで数少ない、反・平等／反・社会主義／反・革命の哲学者の一人であった、ニコライ・ベルジャーエフの簡単明瞭な『不平等の哲学』（→邦訳名は何故か『霊的終末論』？目次冒頭の標題は、なぜか「不平等の哲学」となっている！何か意味ありげである！）からいくつか引用しておこう。

ベルジャーエフ曰く、

ロベスピエールやレーニンの中には、創造的精神があるであろうか？彼らはあらゆる創造的情熱の撲滅者ではないか？創造は平等を嫌う。創造は不平等と向上を要求する。創造は、隣人が自分らを凌駕するのではないかと、顧慮するようなことは許さない。革命の精神、革命家の精神は、天才と神聖を憎悪し、これを滅ぼす。その精神は、偉人や偉大性に対する黒い羨望に憑かれており、質を嫌い、常に質を量の中に埋没させようと羨望している。（出典：ベルジャーエフ『不平等の哲学』、八幡書店、25頁）

（ベルジャーエフ曰く、）

不平等はすべての宇宙秩序の基礎であり、人

間人格の存在そのものがこれにより正当化される。また世界におけるあらゆる創造的活動の源泉である。・・・あらゆる創造的活動は、不平等を生み出し、高揚し、質を持たぬ大衆が質をもつことである。・・・もし、絶対的平等のままであれば、存在は開かれない状態のまま、無差別のまま、非存在のままとどまることになる。絶対的平等を求める要求は、始元的な未分化のままの混沌的暗黒状態に復帰せよという要求である。（出典：同、77頁）

（ベルジャーエフ曰く、）

恨み、憎悪、羨望---これがプロレタリアの精神的タイプの心的本質であり、地下的心理である。このような心理的基礎の上では、立派な自由な人間社会を建設することはできない。・・・人間精神の高貴性は外的社会状態に依存するものではない。しかし、恨み、羨望、復讐が人間の心を汚毒し、精神が自由でなくなる時、精神は奴隷状態となる・・・（出典：同、87頁）

（ベルジャーエフ曰く、）

（革命家）諸君は人間種族の質を低下させようとし、人間の形相から貴族的特質を駆逐しようとしている。諸君にとっては、貴族的高貴性が不愉快なのである。諸君は王国を賤民の心理学、屈辱、羨望、憎悪の心理学の上に築こうとしている。諸君は労働者、農民、インテリ放蕩者のもつ最悪のものから未来の生活を建設しようとしている。（出典：同、176頁）

（ベルジャーエフ曰く、）

社会主義の道徳的パトスの根底に存在するものは、嘘である。この嘘が感傷的な人々を誘惑するのである。富者と貧者に関する社会主義の宣言は、多くの場合、徹底的に嘘である。社会正義の道徳的パトスは嘘の感傷性と誇張された同情が、残忍性と憎悪の復讐心と混入したものである。感傷性はしばしば残忍性に変って行く。これは心的生活の法則である。社会主義



は、その精神的構造よりすれば、感傷的な残忍性であり、残忍な感傷性である。(出典：同、260頁)

## 12. ルソー主義という狂気について。

### (1) 『人間不平等起源論』 解題

(出典：中川八洋『第4回特別ゼミ配布資料』より。以下、『ゼミ資料』と略す。)

#### 【ルソー『不平等起源論』の論理の基本構造】

<p>ルソー：平等社会は幸福、故に理想社会</p> <p>↑</p> <p>モデル：野生の動物／未開人の「自然」</p> <p>平等社会の基本柱</p> <p>① 無所有の平等</p> <p>② 犯罪者と被害者の平等＝無法</p> <p>③ 背徳と有徳の平等＝無道徳</p> <p>④ 両親ある子供と孤児の平等＝無家族</p> <p>*『エミール』はこの文学作品。</p> <p>⑤ 『エミール』で、無宗教を追究。</p> <p>⑥ 人間から歴史や民族を剥奪して生物学的ヒトに改造し、このヒトにおける平等</p> <p>ルソーが提示した平等社会への第一段階：王殺しと文明社会の破壊</p> <p>① ルイ十六世／マリー・アントワネット殺しーニコライ二世皇室全員射殺ーエチオピア皇帝殺し</p> <p>② 毛沢東の文化大革命ーポル＝ポトの、病院／郵便ポストの完全破壊や医者全員の処刑。</p>	<p>ルソー：不平等社会は不幸、故に最悪の社会</p> <p>↑</p> <p>文明人の「文明」社会</p> <p>文明社会＝不平等社会の基本柱</p> <p>① 私有財産制度</p> <p>② 法的正義／法秩序のための法制度</p> <p>③ 家族制度</p> <p>*祖先を語るができる／墓の声を聞くとする／子孫のことを考える</p> <p>④ 道徳の慣習〔自生的秩序〕</p> <p>⑤ 既成宗教と信教の自由の擁護制度</p> <p>⑥ 民族とか歴史とか慣習があるものを人間だと考える。「〇〇人」は存在しても抽象的「人間」はこの地球上に存在しない。*「フランス人権宣言」の「人間」は、ルソーの狂気「人間＝非・人間、ヒト」になっており、一般概念上の「人間」ではない。つまりアレント『革命について』の指摘どおり、動物の生存権と同じになっている。</p>
---	---

(中川八洋曰く、)

ルソーは、「平等」を“法／道徳／私有財産／家族／真善美”に強制するとこれらのすべてが自壊して消滅し、つまり文明の社会は瞬時に自壊して社会は野蛮で暗黒の全体主義体制となり、独裁者のやりたい放題の国家を造れると直覚した〔ソ連、毛沢東の中共、北朝鮮〕。

ルソーのこの教義を正確に理解し、その通りに実行した世界最凶のテロリストが、ロベスピエールとレーニンとポル＝ポトであり、それらの国家はルソー教義を完全実証した。[\*スターリンや毛沢東はレーニンの模倣。]

(以上、出典：『ゼミ資料』)

### (2) 「平等」強制の屁理屈＝悪魔の詭弁

(ルソー)「<人間は、平等に生まれている>が故に、平等に扱うべきだ」・・・(a)

(中川八洋曰く、)

< >内は、世紀の大詭弁。人間は、生来の

能力も生後の努力も人それぞれに大きく相異し、不平等である。諸個人の顔を見比べれば、この真実性も真理も一目瞭然。

文明の社会は(不平等の)妥協として、大まかには二つの路線がある。

#### ① 米国

「人間は不平等に生まれているから、<法の前の平等>と<機会の平等>を除き、この不平等をできるだけ尊重し大切にす。そうしないと、美德と法的正義と活力ある開かれた社会の自由が侵害される」という路線。

#### ② 北欧

「人間は不平等に生まれているけれども、できるだけ平等に扱うべきだ」

→累進課税／相続税による経済格差の大幅是正という路線。

(だが、)「福祉国家」は②ではなく、(人間は平等に生まれているからという a の) ルソー的詭弁と狂気(＝文明社会の破壊思想)からのもので、3世代経てば、ソ連や北朝鮮と同じく、経済は破綻し、国民のほとんどは生活にすら呻吟する。日本は、この実証のための馬鹿げた実験をしている。ハイエクやミーゼスは、このことを警鐘乱打したのである。」

(以上、出典：『ゼミ資料』)

### (3) 平等社会は、バークの透視通り、全体主義体制へ到る

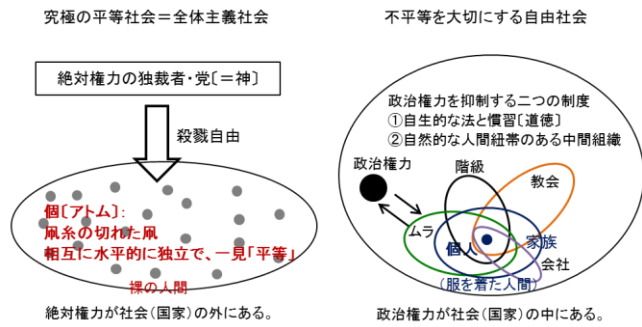
(中川八洋曰く、)

『社会契約論』は、平等が強制された後に現れる全体主義体制を描写したものである。

ルソーの『人間不平等起源論』どおりの社会とは、①人間が相互の紐帯を失って、個〔アトム「裸の人間」〕と化す。②バラバラの個〔裸の人間〕からなる社会では社会として機能しないから、この個を再集合させることが必ず起こる。つまり、個を再集合させる無限の強大な権力を持つ国家権力が発生する。③この無限の強大な国家権力は“全能の独裁者”を頂点とするものに必ずなる。④この時、ルソー自身が、こ

の“全能の独裁者”、すなわち“全能の神”となる。

\* 『エミール』は、神になったルソー自身を文学的に描いたもの。どう読めば、これが教育論なのか？



(以上、出典：『ゼミ資料』)

#### (4) 『社会契約論』 解題

(中川八洋曰く、)

##### 〔1〕荒唐無稽な狂人ロジックの連鎖

A デカルトの「人工的社会の創造は可能&ベター」

⇒ルソーの「ならば、神聖な宗教的社会＝＜社会契約＞を創造しよう」

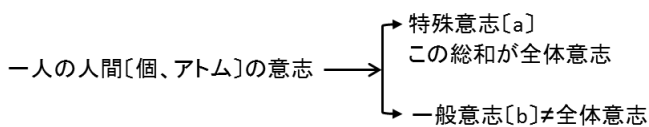
+ ヘーゲル／コントの「人工社会は進化する」

⇒マルクス／レーニンの「社会主義・共産主義のユートピアを、この進化において人間は創造できる」

B 「社会契約」とは、神聖な入信のこと。テロルの強制であれ国民が入信によって出現する“新・宗教国家”「社会契約」の創り方を教える“新・宗教国家”「社会契約」＝「共和国」のマニュアル本が、『エミール』とその用語解説集『社会契約論』。

\* 「共和国」とはこの新・宗教国家の通名。政治学上の共和政体のことではない。

C 3つのルソ一流詭弁語を導入〔分裂症の“妄想”〕。



〔備考1〕 a：個人の利害を考える b：正しい公の利益

を考える

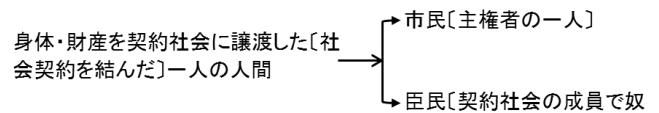
〔備考2〕 パークやハイエクは、意思 will を排除。“法の支配”の重視。

D ルソーは、定義を都合よくクルクル変更する〔分裂症の“分裂思考”〕。

① 「一般意志」は、唯一人の「立法者」＝独裁者＝「理性神」にしかわからない。

よって国民は、一般意志をこの立法者に委任し立法者の絶対命令として奴隷的に従う他はない。\* 『エミール』の理神論導入は、自分をこの「理性神」とする論理。ロベスピエールもレーニンも毛沢東も金日成も正しく理解した。

② 「市民は主権者であって、主権者でない」も狂人にしかできない定義



③ 身体〔生命〕と財産をすべて譲渡したけれど、それは入信した＜社会契約＞にあるのだから、「全部失ったが、全部得ている」。

④ 全体への絶対服従の状態は、「自然的自由」で言えば“自由ゼロ”に見えるが、「一般意志」に従っているのであるから、「市民的自由」を享受しており、“自由の謳歌”である。

\* 自由の定義を 180 度逆に転倒。

\*\*③と④は、レーニンや北朝鮮の共産国家だけでなく、オウム真理教も同じ。

##### 〔2〕 genocide/holocaust の起源

『社会契約論』でのルソー提唱が人類初。

(ルソーは言った、)

「統治者が市民に、＜汝は国家のために死なねばならぬ＞という時には、市民は死ななければならぬのである。なぜなら（社会契約の国家では）このことを条件としてのみ、市民は生きてこられたからである。市民の生命は勝手に自然の恵みであるだけではなく、国家からの条件付きの賜物だったからである。」(出典：ルソー『社会契約論』、再掲)

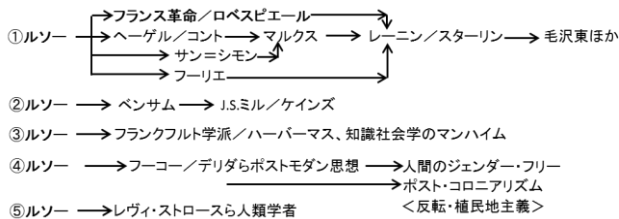
(ルソーは言った)

「もしも誰かがこの教義を公式に是認したあとで、あたかもそれを信じていないかのようにふるまったとしたら、その人物は死をもって罰せられるべきである。この人物は最大の罪を犯したのであり、法の前で偽ったのである。

・・・この公民宗教の教義は単純で、・・・正しき者が幸福になること、悪人は罰せられること、社会契約と法が神聖なものであること・・・」(出典：同著、再掲)

\*ロベスピエール／レーニン／スターリン／ポル＝ポト／毛沢東／浅原彰晃の大量殺戮は、この教義。

### ■ 近代以降の人類に最大無比の悪影響を与えたルソー教義 (主要系譜)



(以上、出典：『ゼミ資料』)

### (5) 「区別」と「差別」の相違について

1. 「区別 (distinction)」＝価値観が不在の (上下・優劣関係などが不在の) 並列的な分離・分類。

男性と女性、船と飛行機、ガソリンと電気、銀行と郵便局、米国とカナダ、生物と鉱物・・・

要するに、人間の社会は、無数の「区別」で成立している。また、個々の人間も、「区別」なしには日常生活ができない！

2. 文明社会に絶対不可欠な〔差別 (discrimination)〕＝古来から不変の真理的価値観を根幹とする指標に従い、「上に仰ぎ見るもの (尊敬できるもの)」と「下に蔑み除外するもの (軽蔑せざるをえないもの)」との峻別。

A 類・・・「善・悪」、「美・醜」、「真・偽」、

「正〔法的正義〕・不正〔法的不正義〕」の「差別」

B 類・・・音楽、絵画、バレエ等の演劇など、芸術における「差別」およびスポーツにおける優劣の「差別」

### 3. 日本における共産党／部落／朝鮮人らの「差別」反対論

①「区別」を「差別」に括るのは、荒唐無稽な詭弁。

例：聾学校／盲学校／養護学校と一般学校の「区別・棲み分け」を「差別」と主張するのは、三百代言の詭弁。

②「差別」反対は、(上記) 2. A 類を破壊するので、日本の社会秩序は根底から覆されて、革命の土壌ができるから、この意図において展開している。

レーニンが描いた共産社会とは、法的正義・不正義のない社会で、善悪／美醜／真偽すら消滅した社会。

このためにも (共産社会の到来のためには) 2. A 類は破壊尽くさねばならない。

なお、2. A 類／B 類が破壊され消滅した野蛮・未開の社会を提唱した、人類最初の奇書がルソーの『人間不平等起源論』である。

「平等」は、文明社会「文明人」を野蛮「野蛮化」する麻薬である。

ルソーは (狂人だが) IQ が高く、論理的に徹底的な突き詰めをしており、A 類／B 類が消滅した社会は文明社会ではあり得ず、人間も社会も野蛮化するしかないが、それこそが「理想社会」、「理想人間」だと説いたのである。

『人間不平等起源論』は、野生のオランウータンをもって「人間の理想」だとしているし、病院や薬のない社会を「人間社会の理想」だと定義している。

③ハンス・ケルゼンら価値相対主義 [value-free] は、彼らが正真正銘の共産主義者であることを秘匿すべく考えついた理屈 [ロジック] で、その目的は 2. A 類の破壊であった。



4. 「区別」そのものも撤廃され、「区別」すら消滅した“崩壊した文明社会”こそ理想だと妄想する狂気

⇒「インクルーシブ教育」の思想的源流は、この狂気と上記3.（「差別」反対論による）。

①フリーエ：男と女の「区別」の消滅〔同じ服など〕／大人と子供の「区別」の消滅

②フーコー：男と女の「区別」の消滅〔女は男と同じく子供を生んではいけない〕など〕／狂人と正常人の「区別」の消滅／犯罪者と犯罪歴のない人々との「区別」の消滅・・・

」（出典：『ゼミ資料』）

【図解：ルソーの平等社会『人間不平等起源論』】

\* 図は『絵解き ルソーの哲学』、PHP、58 頁）より



【図解：ルソーの「平等社会」『社会契約論』】

\* 図は『絵解き ルソーの哲学』、PHP、96 頁）より



【図解：フランス革命1】

\* 図は『絵解き ルソーの哲学』、PHP、177 頁）より





ルソーの死後11年目の1789年フランス革命が勃発。ルソーの遺骸は1794年パンテオンに凱旋的な祭りをもって移葬され祀られたが、1814年のブルボン王家復古の後、ヴォルテールの遺骸とともに、パンテオンから撤去されバラバラにされ棄てられた。

【図解：フランス革命2】

\* 図は『絵解き ルソーの哲学』、PHP、178頁)より



【図解：フランス革命3】

\* 図は『絵解き ルソーの哲学』、PHP、185頁)より



国王弑逆、ギロチン稼働、国民虐殺 40 万人

『社会契約論』は1780年代末、ヨーロッパ中でベストセラーとなり、熱病的で過激なルソー教の信者(=野蛮人)が租駆出した!

(ルソー及びフランス革命を批判して)

バーク曰く、

フランス国民議会の大目的は、従来人間の意思と行動の規制として用いられてきた各種の原理の代替物を見出すことである。彼らはこうして人間の心の中に、在来の道徳よりは格段に効果的に彼らが考える国家目的に人間を適応させて、彼らの権力の維持と敵の撃滅に今後一層の威力を発揮するはずの強力な性質の感情を発見する。かくして彼らは素朴な義務に代わる、人を嬉しがらせる利己的で誘惑的で仰々しい悪徳を選び出した。キリスト教道徳の基礎をなす真の謙虚さはすべて真正な徳目の、目立たないが深い堅実な土台である。だが、彼らは、これの励行には極度の苦痛が伴いその外見はいかにもみすぼらしい、との理由でこれを残らず放棄した。彼らの目標はあらゆる自然社会的な人間感情を、途方もない虚栄心へ統合することである。虚栄心はその程度がわずかであり細々した物事にかかわる限りでは、必ずしも大した意味をもたないが一旦それが肥大すると、それはあらゆる悪徳の中で最悪のものとなり、あらゆる悪徳を見境なく見習うに至る。それは人間の全人格を汚染し、信頼すべき真率な性質を何一つ残さない。人間の最良の性質までがそれによって汚染され歪曲されて、最悪なものとして機能する。貴国の指導者がその品性の悪辣さではこの彼らの銅像の主に劣らぬ大勢の著作家〔たとえばヴォルテール〕がいるのにあえてルソーを選んだのは、彼らが指導的な徳目として祭り上げたいと願うこの特異な悪徳が、彼(=ルソー)においては段違いに顕著だったからに他ならない。

・・・一方では人類への仁愛と、そして他方ではこれら教授たちが日常で接触する個々の隣人への全くの無感覚こそは、この新しい(ルソー)哲学の特性に他ならない。この虚栄心の

大首領は非社交的な自立を看板に掲げて、通常の労務の正当な代価や、裕福な世間が天才に報いる賛辞〔それは支払われる場合には、与える者と受け取る者の両方の名誉になる協力関係である〕を拒絶して、自分の窮乏を口実に彼の犯罪を正当化する。彼は自分とは最も遠い関係の無縁な衆生のためには思いやりの気持ちで泣き崩れ、そして次の瞬間にはごく自然な心の咎めさえも感じずに、いわば一種の屑か排泄物であるかのように彼の胸糞悪い情事の落とし子を投げ棄て、自分の子供を次々に孤児院へ送り込む。熊は自分の仔を愛して舐めながら育て上げるが、熊は哲学者ではない。だが、虚栄心は我々の自然な情愛の階梯を逆転させることでその帳尻を合わせる。」(出典：『パーク政治経済論集「フランス国民議会議員への手紙」』、法政大学出版局、553～555頁)

### 13. 自由の法と自生的秩序に反逆する現代日本国の「政治的病」の素描について

(1) 裁判官の義務は既存の秩序を破壊するかもしれない紛争を解決することである。

ハイエク曰く、

彼(=裁判官)は、新秩序の創始者ではなく、既存秩序の機能の維持、改善に努める(自生的秩序の)召使いである。そして、その努力の結果は「人間的行為の産物であって人間的設計の産物ではないもの」に特徴的な事例で(あり)、そこでは何世代にもわたる実験によって得られた経験は、ある一人の人によって保有されている以上の知識量を具えている。

・・・社会主義のような秩序においては、そのようなルール(=命令・統制)はそれらがその重要性に照らして影響を受ける特定の利害の平衡化を要求するので、「法廷で使える」ものではない。事実社会主義は・・・不偏の正義に反発する面を多く持っている。したがって、社会主義の裁判官というのは言葉の矛盾である。なぜなら、自生的な行為秩序の基底をなす

一般的原理だけを適用することは、彼(=社会主義の裁判官)の確信によって妨げられざるを得ないし、この思い込みがさらに個人行動の正義を処理すべき何ものをももたない事由を考慮に入れるように彼に強いるからである。もちろん、彼が私的にのみ社会主義者であって、自分の判決を決定する自由の中から社会主義を追い出すかもしれない。しかし、社会主義の原理に立って裁判官を務めることはできないであろう。・・・これは正しい行動の原理に立って行為する代わりに、いわゆる『社会正義』と呼ばれる、彼が誘導されている思い込みによって長い間隠蔽されてきた。それは自生的秩序内ではあり得ない、特定の人々ないし集団の特定の結果(=特殊利益)を追求することを正確に叙述する言葉である。」(出典：『ハイエク全集I-8、「法と立法と自由〔I〕』春秋社、158頁、160頁)

(2) 家族／家制度の復権と夫婦(親子・兄弟姉妹)別姓／別氏の害悪を排除せよ!

上記(1)で述べたとおり、裁判官の任務とは、日本国の社会全体の自生的秩序の維持、改善に努めることに尽きると言えよう。

なぜなら、その自生的秩序が日本国民全体の生命／安全・私有財産／自由を永続的に保障することに繋がるからである。

とすれば、上で述べた、マルクス主義、あるいは、マルクス・レーニン主義の「家族解体イデオロギー」に基づく

(たとえ選択的であっても、それを認めることが、遠い将来の子孫らの時代の自生的秩序に、大きな禍根を残すこと必至と予測されるような)

夫婦(親子・兄弟姉妹)別姓／別氏を認めて、これまで日本国民の社会の秩序を維持してきた“民法”の条項の方を“違法”とする判断・判決を、裁判官が下すことなど決して許されるわけがないのは自明ではないか。筆者(=私)は日本国のすべての裁判所の裁判官の良識を



信じるものである。

さて、家族／家及び中間組織の人間社会における重要性について、ロバート・A・ニスベット曰く、

〔伝統的な人間のしがらみからなる〕家族、宗教団体、地方生活共同体・・・〔という中間組織の〕絆から解放されたあとに人間が得るものは、自由と諸権利ではない。耐え難い孤独と悪魔的恐怖と劣情への従属である。（出典：ニスベット『共同体の探求』、梓出版社、28頁）

（ニスベット曰く、）

歴史的に言えば、これまで、共同体の問題は、家族、地域小集団、その他、遠い昔より個人と社会を取り結んできた様々な伝統的諸関係といった集団のもつ機能的、心理的意義の減退という文脈で取り上げられてきた。

かつては、そうした集団の道徳的作用が、諸個人の具体的な生活にとって決定的なものであった。

他のもっと強力な結合形態も、むろん、なかったわけではないけれども、道徳的、心理的に諸個人の生活におよぼしていた主たる影響は、家族、地域集団、教会から派生するものであった。

愛情、友情、威信、認知といった人間における同化の基本的諸類型はすべてそうした集団の中で発生をみたものである。

そうして労働、愛、祈り、それに自由と秩序に対する献身等、人間にとってさらに基本的な性向も、同じく、そうした集団の中で生成するとともに強められてきた。

このような結合領域は、ふつう、そこから個人が外なる世界に対する見方と、そこでの自己の位置づけを獲得するところであった。

個々の人間の具体的な地位や役割の感情、庇護や自由、善悪の区別、秩序観、罪とか無知に対する意識なども、総じて、このような第一時的集団の枠内における彼の関係から生起し、形成されたものである。

かつて、本能とか人間関係の社会性と呼ばれたことは、実のところ、人間関係の所産に他ならない。

それは、形式的な道徳律のみならず、ホワイヘッドが『われわれが遠い昔から受け継いできた巨大な象徴体系』と呼んだものまでも含み、育むところである。（出典：ニスベット『共同体の探求』、梓出版社、55～56頁）

### （3）「一票の格差」議論の無意味性について。

デモクラシーによる選挙制度とは、一人の個人の所持する智恵（知識）や美德あるいは勤勉や私有財産の程度等によらず、一個人に一票の投票権を付与する制度である。

この制度の本質的意味は、社会の多様な諸個人の意見を反映させるために、物質（金銭）的・道徳的に不平等な価値をもつ諸個人に対して、その価値を反映した票数を与えるのではなく（もちろん、各人の票数を決定できる公正な基準もないが）、一個人に一票を与えるという法の下での平等（＝権利の平等）に諸個人を遵守せしめる（＝一票の価値は、実際には諸個人毎に全く異なっていることに注意！）という意味である。

だが、昨今、日本社会で騒ぎ立てられている「1票の格差問題」に関する議論と裁判所の判決は、この事実を逆さに転倒して、被選挙人の有する選挙人の「票数の平等」を求める議論となっているが、そのような平等に一体何ほどの意味があるのだろうか？

あるいは、法の下に、平等に、有権者一人当たり一票の投票権が付与されているという意味以上の、昨今議論されているような意味での「一票の格差に関する不平等」を真剣に吟味し続けるならば、この問題はいずれ、「有権者一人一票」というデモクラシー制度が、多様な諸個人の地位や価値を公平に扱っていないのではないか？（＝金持ち・高額納税者・一流大学卒業者には、彼らの地位や価値に応じた票数を付与するべきでないか？等々。）の議論に必然



的に発展していくだろう。

そのような事態に至るのを避けたいならば、意味のない「一票の格差」議論など即座にやめるべきではないか？

これに関連して、バーク『フランス革命の省察』から一部引用しておく。

バーク曰く、

個々人の権利や人口や租税負担などの厳密な平等性とか、それらの均衡——決して達成される筈のない均衡——とかいった問題は、すべて全く無用だった筈です。

また、代表者たる者の義務も、たとえそれが国の各部分（＝地方）から発するものであるにせよ、等しく（国）全体を顧慮するものとなっていた筈です。

議会への代表一人一人は、フランス（国）の代表であり、しかもまた、あらゆる職業階級、多数者と少数者、富者と貧者、大地域と小地域の代表でもあった筈です。これら個々の地域自体すべて、それらとは独立に存在する或る恒常的な権威——に服していた筈です。この不変恒常的な権威——彼らの代表者及びそれに帰属するすべてのものがそこから発し、またそこを指向する権威——に服していた筈です。この不変恒常的でしかも根本的な統治機関が、国の領土を真に本来的な意味での全体に仕立てていた・・・筈です。我々（英国国民）は、民衆の代表を選び、彼らを一つの議会に送りますが、その会議の中では誰でも個人としては被統治者であり、日常的機能を完全に果たしている政府に服従します。貴方がた（革命フランス）の場合には、選挙された議会は主権者であり、しかも唯一の主権者です。・・・我々の場合それとは全く異なっていて、代表は、他の部分と切断されては何らの行為もなしえず、存在することもできません。それは我々の統一の中心です。この引照点としての政府は、（国）全体のための受託者であり、各部分（＝地方）のそれではありません。同様のことが・・・上院についても言えます。我が国においては、王と貴族がそ

れぞれ独立し、しかも連帯して、各地域、各地方、各都市の平等を保証しているのです。貴方がたは何時か、グレート・ブリテンのどこかの地方が代表の不平等で苦しんでいるとか、どこかの地域が全く代表されずに困っているとか、お聞きになったことがあるでしょうか。我が国の王政と貴族とは、単に我々の統一の基礎たる平等を保証するに止まらず、実は下院自体の精神でもあります。代表の不平等性——愚かしくもそれに不満を唱える徒輩もいることはいいますが——それ自身、おそらくは、我々をして地域の代表として考えたり行動したりすることを抑制せしめている当の事情を指すものに他なりません。確かにコーンウォールは全スコットランドとほぼ同数の議員を選出します。だからといって、コーンウォールがスコットランド以上に配慮されているでしょうか。お粗末なあれこれのクラブから出て来た貴方がたの論拠のどれ一つでも、まともに相手にするような手合いは、我が国ではごく僅かしかいません。（出典：バーク『フランス革命の省察』、みすず書房、236～237頁）

（４）法の支配なき完全デモクラシーは絶対的腐敗に至ることを再認識せよ！

バーク曰く、

我々は最近フランスで実際に生起した古来の社会の解体を行った国民多数派の全能な権利なるものについて、大胆な主張を深遠な思索に基づいて立てたのではない人々がしきりに話題にしているのを聞く。だが、このように（一旦、革命で）解体された人々の間では、そもそも多数派とか少数派、さらには特定個人が他の人間を拘束する権能それ自体が存在しえない。理論家揃いの紳士連中は無雑作に想定してかかるが、民衆による彼らの権利の源泉であった本源的契約（＝法・慣習・道徳）の廃棄後にも残る多数派による代表権は、仮にもそれが存在するとして、次の二段階の仮定の下で、初めて成立しうる。第一に全員一致に基づいて形成さ

れる法人設立の行為、第二に〔たとえ一票差でも〕多数派の行為が自他ともに全体の行為とみなされる、との全員一致による承認。我々は日常生活の慣行となった物事にはほとんど注意を払わないために、今では多数決原理をまるで我々の生得的な本性にもとづく法規のように考えがちであるが、一部の者の意見を全体のものとするこの擬制は、これまで試みられた人為的な法人設立の原理に依拠する実定法規の中でも、実は最も苦し紛れな虚構の一つである。それゆえに市民社会の外部ではこのような虚構は成立しない（→10億人の中国人が多数決で日本国は我々中国人の領土である！と中国の議会で挙手しても、その多数決は日本国には適用されないことなどを想像せよ）。たとえば市民的秩序へ編成された後でも極めて長期間の訓練によって初めて人間はこれへの服従を受け入れる。人間の心は、各人が参加した会議での勝ち誇る多数派の投票結果によりは遙かに容易に、国家から全体的な委任を得た、一人若しくは少数の者が決定する議事に黙従する傾向がある。投票に敗れた側はその途中の口論で興奮して不機嫌になった挙句の果てに最終的な敗退への怨念を抱くのが関の山である・・・

（以下省略）（出典：『バーク政治経済論集「旧ウィッグは新ウィッグを裁く」』、法政大学出版局、659～660頁）

（バーク曰く、）

民衆とは、名声と評判への感覚という地上最大の抑制力の一つに対してもそれほど責任を感じない・・・公衆として（集団で）行為する場合、各個人の分として引き受けさせられそうな悪評の分け前（持ち分）など僅少であって・・・彼らからすれば、自らの行為を自ら是認すれば、それが自分に好都合な公衆の判断と見えるのです。従って完全な民主政治（pure democracy）とはこの世における破廉恥の極みにほかなりません。それはまた、破廉恥の極みであるが故に最も怖れを知らぬものでもあり

ます。ここでは、自分もまた処罰の対象とされ得るということを自ら危惧する人間は誰もいません。なるほど民衆全体は処罰の対象たるべきではない・・・あらゆる処罰は民衆全体を保全するための見せしめなのですから、民衆全体は如何なる人間の処罰の対象とはなり得ません。まさにこの理由からして彼ら（＝民衆）に対しては、王達の意志がそうであり得ないのと同じく、自らの意志を以て正邪の基準であるなどと夢思わせてはならないのです。」（出典：バーク『フランス革命の省察』、みすず書房、119頁）

## 15. 結語にかえて。

最後に、論文筆者（＝私）の結語にかえて、バーク『フランス革命の省察』からの一節を引用しておく。

バーク曰く、

（英国のコモン・ローの原理を見習っていたならば、貴方がた革命フランスの人々は、）自由の憲法、強力な立憲君主制、規律ある軍隊、改善され尊敬を捧げられている聖職者、貴方がたの美德を抑圧するのではなく、導いていく温厚であるが活力に満ちた貴族、そのような貴族を模倣し、また貴族の補給源ともなる自由な秩序をもつ庶民、保護され満ち足りていて、勤勉でしかも従順な民衆---境遇の如何を問わず、美德によって見出される幸福（the happiness that is to be found by virtue）を追求し、知るように教えられた民衆---等を持っていた筈です。

実際、人類の真の道徳的平等（the true moral equality of mankind）とはこの美德の中にこそあれ、何か怪しげな虚構（＝革命フランスの人権理論など）の中にあるものではありません。その虚構は、覚束ない歩みで困難な人生を進んで行く運命にある人間（という存在）に、誤った考えと空虚な期待を抱かせて、決して取り除くことのできないあの現実の（物質的）不平等を悪化させ一層ひどくするのだけなのです。

その現実の不平等は、低身分の境遇のままではなければならない人々にも、より高身分の境遇に上昇可能ではあるが、だからといってより幸福だとは言い難い人々にも等しく利益になるように文明生活の秩序が定めている不平等なのです。

(出典：バーク『フランス革命の省察』、みすず書房、48頁対応、邦訳：私)



2015年05月10日(日)。

日本国 兵庫県 神戸市にて記す。

エドモンド・バークを信奉する保守主義者。

---